

第76期定時株主総会 招集ご通知

ROYAL

- ・株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は、取り止めております。

開催日時

2025年3月26日（水）午前10時

（午前9時開場）

開催場所

福岡県福岡市中央区天神1丁目1番1号
アクロス福岡 4階 国際会議場

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

ロイヤルホールディングス 株式会社

証券コード：8179

株主各位

証券コード 8179
2025年3月3日
(電子提供措置の開始日 2025年2月28日)

福岡市博多区那珂三丁目28番5号
ロイヤルホールディングス 株式会社
代表取締役社長 阿部 正孝

第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第76期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記当社ウェブサイトに「第76期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.royal-holdings.co.jp/ir/event/g_meeting



また、当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、株主総会招集通知ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申しあげます。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等（「スマート行使」を含む。）により議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、後述の議決権行使についてのご案内に従って2025年3月25日（火曜日）午後6時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月26日（水曜日）午前10時 [午前9時開場]

2. 場 所 福岡県福岡市中央区天神1丁目1番1号

アクロス福岡 4階 国際会議場

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第76期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第76期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 書面とインターネット等（「スマート行使」を含む。）により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等（「スマート行使」を含む。）によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (2) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制」、連結計算書類の「連結注記表」、「連結株主資本等変動計算書」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、1頁に掲載している各ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

6頁以降の株主総会参考書類をご検討いただき、
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

株主総会にご出席される場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2025年3月26日(水曜日)
午前10時
(午前9時開場)

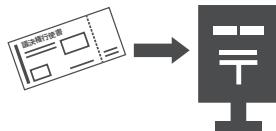
同封の議決権行使書用紙をご持参
いただき、会場受付にご提出ください。
開会直前には会場受付が大変混雑
いたしますので、お早めのご来場を
お願い申しあげます。

議決権をご行使される場合

書面によるご行使

行使期限

3月25日(火曜日)
午後6時到着分まで

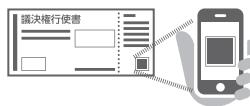


同封の議決権行使書用紙に議案に
対する賛否をご表示いただき、行使
期限までに当社株主名簿管理人に
到着するようご返送ください。

スマートフォン等によるご行使

行使期限

3月25日(火曜日)
午後6時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「株主
総会ポータルサイトログイン用QRコー
ド®」をスマートフォン等で読み取ります。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

※QRコード®は、株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

パソコン等によるご行使

行使期限

3月25日(火曜日)
午後6時行使分まで

株主総会ポータル

<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

上記のURLより議決権行使書用紙に記
載の議決権行使コード・パスワードを入力
してアクセスします。ログイン以降は画面
の案内に従って賛否をご入力ください。

※ スマートフォン等またはパソコン等をご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、株主総会ポータルおよび議決権行使ウェブサイトをご利用いただけ
ない場合があります。

機関投資家の
みなさまへ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予めお申し込みされた場合に限り、株式会社ICJが
運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

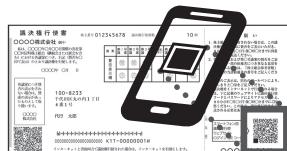
議決権行使について ☎ 0120-652-031 (9:00~21:00) その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

スマートフォン、またはパソコン等による議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2025年3月25日(火)午後6時まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコード[®]を読み取ります。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

- ② 株主総会ポータル[®]トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- ③ スマート行使[®]トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



パソコン等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶ <https://www.web54.net>

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 2025年3月17日(月)午後5時まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で、議案との関連性や株主の皆様の関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。

上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

ご注意事項

- 一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。また、インターネットによって複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時~21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

インターネットによる同時中継のご案内

会場以外でも株主総会の模様をご覧いただけるようインターネットによる同時中継を実施いたします。以下のURLまたはQRコードから、お名前とメールアドレス、株主番号をご登録ください。ご登録いただいたメールアドレスに届いたメール内から中継サイトにアクセスし、IDとパスコードをご入力ください。

http://tiny.cc/ROYAL76_8179

QRコード

ID

パスコード



中継時間 2025年3月26日（水曜日）午前10時から総会終了まで

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

＜同時中継ご視聴にあたっての注意事項＞

- 株主総会当日の決議にご参加いただくことはできません。議決権行使は、「書面（郵送）」または「インターネット等（「スマート行使」を含む。）」にてお願いいたします。
- 中継中にご質問をお受けすることはできません。事前のご質問は、3月17日まで「株主総会ポータル」（4頁参照）にて、インターネットにてお送りいただけます。
- ご使用の機器及びインターネット接続環境並びに回線状況等により、ご視聴いただけない場合がございます。
- 撮影、録画、録音はご遠慮ください。
- IDおよびパスワードの当社株主様以外の方への提供は固くお断りいたします。
- ご出席株主様の容姿は映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。
- ご入力いただいたお名前とメールアドレスは、同時中継を視聴いただく目的のみ使用するものです。
- Zoomを最新バージョンにアップデートのうえ、アプリからのご視聴を推奨しております。
- スマートフォンやタブレットでご視聴の際は、Zoomアプリが必要となります。
予め『Zoom Workplace』というアプリのダウンロードをお願いいたします。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社のコロナ禍以前の株主還元方針は、内部留保資金を確保しつつも業績と連動した株主配当を継続的に実施し、株主への長期的かつ安定的な配当を行うというものでした。また、中期経営計画2022～2024における株主還元方針は、コロナ禍以前の水準への早期回復としております。

当期の期末配当につきましては、原材料価格の高騰や労働力不足の深刻化への対応および財務規律を維持しつつ今後の成長に向けた積極的な設備投資を行う計画があるものの、当社グループの業績が社会経済活動の正常化に伴い過去最高益を達成していることを鑑み、普通株式1株につき12円増配し、次の通りとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

普通株式1株につき金32円 総額1,591,768,864円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年3月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

2024年4月9日にA種優先株式のすべてを消却したこと等に伴い、関係条文を削除するほか所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の現行定款と変更案の対比表のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条</p> <p>当会社の発行可能株式総数は、12,000万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>普通株式 12,000万株</p> <p>A種優先株式 3,000株</p> <p>B種優先株式 3,000株</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条</p> <p>当会社の発行可能株式総数は、12,000万株とする。</p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第8条</p> <p>当会社の普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の単元株式数は、100株とする。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条</p> <p>当会社の単元株式数は、100株とする。</p>

現行定款	変更案
<p><u>第2章の2 種類株式</u> <u>(A種優先株式)</u> <u>第13条の2 当会社の発行するA種優先株式の内容は、次項から第8項に定めるものとする。</u> <u>② 剰余金の配当</u> <u>1. A種優先配当金</u> <u>当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、本条において「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（A種優先株主と併せて以下、「A種優先株主等」という。）に対し、第13条の4第1項に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、第2号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種優先株式1株当たりに支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。</u> <u>2. A種優先配当金の金額</u> <u>A種優先配当金の額は、1,000,000円（以下、本条において「払込金額相当額」という。）に、A種優先配当年率（8.5%とする。）を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が2021年12月末日に終了する事業年度に属する場合は、2021年3月31日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。</u> <u>3. 非参加条項</u> <u>当会社は、A種優先株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額（第4号に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</u></p>	削除

現行定款	変更案
<p>4. 累積条項</p> <p>ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本号に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第2号に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、第2号但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本号において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、本号において「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額がA種優先株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各半期事業年度に係るA種優先配当年率で、1年毎（但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額（以下、「A種累積未払配当金相当額」という。）については、第13条の4第1項に定める支払順位に従い、A種優先株主等に対して配当する。かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。</p> <p>③ 残余財産の分配</p> <p>1. 残余財産の分配</p> <p>当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対し、第13条の4第2項に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び第3号に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下、「A種残余財産分配額」という。）の金額を支払う。但し、本号においては、残余財産の分配が行われる日（以下、本条において「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、また、第2項第4号に定めるA種累積未払配当金相当額の計算における「累積額がA種優先株主等に対して配当される日」を「分配日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。</p> <p>2. 非参加条項</p> <p>A種優先株主等に対しては、第1号のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>3. 日割未払優先配当金額</p> <p>A種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第2項第2号に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、本条においてA種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。）。</p> <p>④ 議決権</p> <p>A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>	

現行定款	変更案
<p>⑤ 金銭を対価とする取得請求権</p> <p>1. 金銭対価取得請求権</p> <p>A種優先株主は、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下同じ。）を限度として、A種優先株主が指定する日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、本条において「償還請求日」という。）として、償還請求日の10取引日前までに当会社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下、本条において「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、本条において「償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種優先株式の数に、(i)払込金額相当額並びに(ii)A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種優先株主に対して交付するものとする。なお、本号においては、第2項第4号に定めるA種累積未払配当金相当額の計算及び上記第3項第3号に定める日割未払優先配当金額の計算における「累積額がA種優先株主等に対して配当される日」及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。但し、償還請求日においてA種優先株主から償還請求がなされたA種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各A種優先株主により償還請求がなされたA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当会社はA種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。</p> <p>2. 債還請求受付場所</p> <p>株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>3. 債還請求の効力発生</p> <p>償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が第2号に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。</p> <p>⑥ 金銭を対価とする取得条項</p> <p>当会社は、2024年3月31日以降、当会社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種優先株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる（以下、本条において「金銭対価償還」という。）ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種優先株式の数に、(i)払込金額相当額並びに(ii)A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種優先株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、第2項第4号に定めるA種累積未払配当金相当額の計算及び第3項第3号に定める日割未払優先配当金額の計算における「累積額がA種優先株主等に対して配当される日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを四捨五入するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するとときは、各A種優先株主がA種優先株式を当初引き受けた数に応じて、当初引き受けた後の事情を考慮して合理的な方法により、取得すべきA種優先株式を決定する。</p>	

現行定款	変更案
<p>⑦ 謾渡制限 なし。</p> <p>⑧ 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等</p> <p>1. 当会社は、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。</p> <p>2. 当会社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p> <p>3. 当会社は、A種優先株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</p>	
<p>(B種優先株式) 第13条の3 当会社の発行するB種優先株式の内容は、次項から第9項に定めるものとする。</p> <p>② 剰余金の配当</p> <p>1. B種優先配当金 当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、本条において「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主（以下、「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（B種優先株主と併せて以下、「B種優先株主等」という。）に対し、第13条の4第1項に定める支払順位に従い、B種優先株式1株につき、第2号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりB種優先株式1株当たりに支払われる金銭を、以下、「B種優先配当金」という。）を行う。なお、B種優先配当金に、各B種優先株主等が権利を有するB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。</p> <p>2. B種優先配当金の金額 B種優先配当金の額は、1,000,000円（以下、本条において「払込金額相当額」という。）に、B種優先配当年率（2026年3月30日までの期間においては4.5%とし、2026年3月31日以降の期間においては8.5%とする。）を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が2021年12月末日に終了する事業年度に属する場合は、2021年3月31日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種優先株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当におけるB種優先配当金の合計額を控除した金額とする。</p> <p>3. 非参加条項 当会社は、B種優先株主等に対しては、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額（第4号に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当会社が行う吸收分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p>	削除

現行定款	変更案
<p>4. 累積条項</p> <p>ある事業年度に属する日を基準日としてB種優先株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金につき本号に従い累積したB種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第2号に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記第2号但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本号において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、本号において「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額がB種優先株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各半期事業年度に係るB種優先配当年率で、1年毎（但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額（以下、「B種累積未払配当金相当額」という。）については、第13条の4第1項に定める支払順位に従い、B種優先株主等に対して配当する。かかる配当が行われるB種累積未払配当金相当額に、各B種優先株主等が権利を有するB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。</p> <p>③ 残余財産の分配</p> <p>1. 残余財産の分配</p> <p>当会社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主等に対し、第13条の4第2項に定める支払順位に従い、B種優先株式1株につき、払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額及び第3号に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下、「B種残余財産分配額」という。）の金額を支払う。但し、本号においては、残余財産の分配が行われる日（以下、本条において「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算し、また、上記第2項第4号に定めるB種累積未払配当金相当額の計算における「累積額がB種優先株主等に対して配当される日」を「分配日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余財産分配額に、各B種優先株主等が権利を有するB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。</p> <p>2. 非参加条項</p> <p>B種優先株主等に対しては、第1号のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>3. 日割未払優先配当金額</p> <p>B種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてB種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第2項第2号に従い計算されるB種優先配当金相当額とする（以下、本条においてB種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。）。</p> <p>④ 議決権</p> <p>B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>	

現行定款	変更案
<p>⑤ 普通株式を対価とする取得請求権</p> <p>1. 普通株式対価取得請求権</p> <p>B種優先株主は、2022年3月31日以降、2026年3月31日までの期間、当会社に對して、第2号に定める数の普通株式（以下、「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種優先株主に対して交付するものとする。</p> <p>2. B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数</p> <p>B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の数に、B種残余財産分配額を乗じて得られる額を、第3号及び第4号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第3項第1号に定めるB種残余財産分配額の計算のうちB種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「普通株式対価取得請求の効力が生じた日」と読み替えて、B種残余財産分配額、B種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</p> <p>3. 当初取得価額</p> <p>取得価額は、当初1,658.3円とする。</p> <p>4. 取得価額の調整</p> <p>(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。</p> <p>(ア) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ <p>調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。</p> <p>(イ) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。</p> $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ <p>調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。</p>	

現行定款	変更案
<p>(ウ) 下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合、又は当会社の役員若しくは従業員若しくは当会社の子会社の役員若しくは従業員を対象とする株式給付信託のために普通株式を発行又は処分する場合、並びに 2021 年 2 月 15 日付の取締役会決議及び当会社の第 7 2 期（2020 年 12 月期）に係る定時株主総会決議に基づき発行する場合を除く。）、次の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1 株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。また、「発行済普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の前日時点での普通株式の発行済株式数（当会社が保有する普通株式の数を除く。）をいう。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、上記の「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{発行済普通株式数} + \frac{\text{普通株式 1 株当たりの時価}}{\text{発行済普通株式数} + \text{新たに発行する普通株式の数}}}$ <p>(エ) 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る普通株式 1 株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本(エ)において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(エ)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p>	

現行定款	変更案
<p>(才) 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本(才)において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(才)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」として普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本(才)による取得価額の調整は、第 1 回新株予約権、及び当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</p> <p>(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、以下(ア)乃至(ウ)のいずれかに該当する場合には、当会社は B 種優先株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。</p> <p>(ア) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸收分割、吸收分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(イ) 取得価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(ウ) その他、発行済普通株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。</p> <p>(d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する 30 取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下、「VWAP」という。）その平均値（円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社の普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAP が発表されない日は含まないものとする。</p> <p>(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 0.1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p>	

現行定款	変更案
<p>5. 普通株式対価取得請求受付場所 <u>株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号</u> <u>三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</u></p> <p>6. 普通株式対価取得請求の効力発生 <u>普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が第5号に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</u></p> <p>7. 普通株式の交付方法 <u>当会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたB種優先株主に対して、当該B種優先株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。</u></p> <p>⑥ 金銭を対価とする取得請求権</p> <p>1. 金銭対価取得請求権 <u>B種優先株主は、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額を限度として、B種優先株主が指定する日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、本条において「償還請求日」という。）として、償還請求日の10取引日前までに当会社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下、本条において「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、本条において「償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るB種優先株式を取得すると引き換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るB種優先株式の数に、(i)払込金額相当額並びに(ii)B種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種優先株主に対して交付するものとする。なお、本号においては、第2項第4号に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び上記第3項第3号に定める日割未払優先配当金額の計算における「累積額がB種優先株主等に対して配当される日」及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。但し、償還請求日においてB種優先株主から償還請求がなされたB種優先株式の取得と引き換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各B種優先株主により償還請求がなされたB種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当会社はB種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかつたB種優先株式については、償還請求がなされなかつたものとみなす。</u></p> <p>2. 儻還請求受付場所 <u>株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号</u> <u>三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</u></p> <p>3. 儻還請求の効力発生 <u>償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が第2号に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。</u></p>	

現行定款	変更案
<p>⑦ 金銭を対価とする取得条項</p> <p>当会社は、2024年3月31日以降、当会社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、B種優先株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種優先株式の全部又は一部を取得することができる（以下、本条において「金銭対価償還」という。）ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るB種優先株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るB種優先株式の数に、(i)払込金額相当額並びに(ii)B種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種優先株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、上記第2項第4号に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び上記第3項第3号に定める日割未払優先配当金額の計算における「累積額がB種優先株主等に対して配当される日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを四捨五入するものとする。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、各B種優先株主がB種優先株式を当初引き受けた数に応じて、当初引き受けた後の事情を考慮して合理的な方法により、取得すべきB種優先株式を決定する。</p> <p>⑧ 譲渡制限</p> <p>なし。</p> <p>⑨ 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等</p> <ol style="list-style-type: none"> 当会社は、B種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。 当会社は、B種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 当会社は、B種優先株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。 <p>（優先順位）</p> <p>第13条の4 A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、B種優先配当金、B種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株主等」と総称する。）に対する剩余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額及びB種累積未払配当金相当額が第1順位（それらの間では同順位）、A種優先配当金及びB種優先配当金が第2順位（それらの間では同順位）、普通株主等に対する剩余金の配当が第3順位とする。</p> <p>② A種優先株式、B種優先株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式に係る残余財産の分配及びB種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。</p> <p>③ 当会社が剩余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剩余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剩余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剩余金の配当又は残余財産の分配を行う。</p>	
<p>（種類株主総会）</p> <p>第19条の2 第15条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について準用する。</p> <p>② 第16条、第17条及び第19条の規定は、種類株主総会について準用する。</p> <p>③ 第18条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第18条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。</p>	削除
	削除

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査等委員会は全ての取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日) 取締役会出席回数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社普通株式の数
1	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">男性</div> </div> <p style="text-align: center;"> 菊地 唯夫 (1965年12月4日生) 14回 / 14回 </p> <p>(重要な兼職の状況) キュービーネットホールディングス(株)社外取締役 (監査等委員) 公益社団法人経済同友会副代表幹事 京都大学経営管理大学院客員教授 </p>	<p>1988年4月 (株)日本債券信用銀行 (現(株)あおぞら銀行) 入行 1997年6月 同行秘書室秘書役 2000年2月 ドイツ証券会社東京支店入社 2003年4月 同社投資銀行本部ディレクター 2004年4月 当社入社執行役員総合企画部長兼法務室長 2007年3月 当社取締役総合企画部長兼法務部長兼グループマネジメント部長 2008年11月 当社取締役事業統括本部副本部長 (財務・経営計画担当) 兼総合企画部長兼法務部長 2009年5月 当社取締役管理本部長兼総合企画部長兼法務部長 2009年10月 当社取締役管理本部長 2010年3月 当社代表取締役社長 2010年5月 (株)ハブ社外取締役 2016年3月 当社代表取締役会長(兼)CEO 2018年2月 キュービーネットホールディングス(株)社外取締役 2019年3月 当社代表取締役会長 (現任) 2020年4月 京都大学経営管理大学院特別教授 2021年9月 キュービーネットホールディングス(株)社外取締役 (監査等委員) (現任) 2024年4月 公益社団法人経済同友会副代表幹事 (現任) 2024年4月 京都大学経営管理大学院客員教授 (現任)</p>	5,700株

取締役候補者とした理由

当社の代表取締役として当社グループの経営を担ってきた実績、業界における幅広いネットワーク、並びに経営全般における豊富な見識や職務経験を有し、グループ全体の監督を適切に行うとともに、当社グループのさらなる企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日) 取締役会出席回数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社普通株式の数
2	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">男性</div> </div> <p>あ べ まさ たか 阿 部 正 孝 (1971年3月30日生) 14回 / 14回</p>	<p>1993年4月 当社入社 2009年11月 セントレスタ(株) (現ロイヤルコントラクトサービス(株)) 業務部長 2016年1月 ロイヤルコントラクトサービス(株)業務企画部長 2017年12月 ロイヤルコントラクトサービス(株)首都圏営業部長 2018年4月 ロイヤルコントラクトサービス(株)取締役営業本部長 2019年3月 ロイヤルコントラクトサービス(株)代表取締役社長 2021年4月 当社執行役員共同プロジェクト統括室副室長 2022年3月 当社代表取締役社長 (現任)</p>	2,700株
取締役候補者とした理由			
当社の代表取締役として当社グループの経営を担ってきた実績、事業全般における豊富な職務経験に基づき、企業価値の向上を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			
3	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">女性</div> </div> <p>ふ じ た あ つ こ 藤 田 敦 子 (1963年12月28日生) 10回 / 10回 (取締役就任後)</p>	<p>1989年6月 当社入社 2015年1月 ロイヤルマネジメント(株)人事部長 2016年4月 当社人事企画部長兼ロイヤルマネジメント(株)取締役人事部長 2018年3月 当社執行役員人事担当兼人事企画部長兼ロイヤルマネジメント(株)取締役人事部長 2022年3月 当社執行役員人事企画担当兼人事企画部長 2023年1月 ロイヤルマネジメント(株)担当 2024年3月 当社執行役員食品事業担当兼ロイヤル(株)代表取締役社長 2025年1月 兼サステナビリティ推進部長 兼サステナビリティ本部長 兼ロイヤルアカデミー室長 (現任)</p>	1,100株
取締役候補者とした理由			
長年にわたる飲食事業における豊富な業務経験および人事等に關わる職務知識等に基づき、企業価値の向上を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日) 取締役会出席回数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社普通株式の数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">男性</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> ひら いりゅうたろう 平井 龍太郎 </div> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> (1958年7月31日生) 14回 / 14回 </div>	<p>1982年4月 日商岩井(株) (現双日(株)) 入社 2003年10月 日商岩井米国会社経営企画ゼネラルマネージャー 2007年2月 同社経営企画ゼネラルマネージャー兼双日米国会社ロサンゼルス支店長 2009年4月 双日(株)人事総務部長 2013年4月 同社執行役員 2015年4月 同社常務執行役員 2017年4月 同社アジア・大洋州総支配人兼双日アジア会社社長兼シンガポール支店長 2019年4月 同社専務執行役員 2020年4月 同社副社長執行役員 2020年6月 同社代表取締役副社長執行役員 2022年3月 当社社外取締役 (現任) 2024年6月 双日(株)顧問 (現任) (重要な兼職の状況) 双日(株) 顧問 双日プロフェッショナルシェア(株) 代表取締役社長 (株)メタルワン 取締役 双日韓国会社 理事 双日台湾会社 董事 </p>	0株
<p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 長年にわたる商社における営業、人事総務、海外等の幅広く且つ豊富な業務経験を活かし、双日株式会社と当社グループの協業関係を最大限発揮させ、当社グループの事業拡大と企業価値向上に寄与することを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日) 取締役会出席回数	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社普通株式の数
5	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">男性</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 三 井 田 砂 理 (1971年3月2日生) — </div>	<p>1995年4月 日商岩井(株)（現双日(株)）入社 2013年7月 双日米国会社Corporate Planning Dept.General Manager 2017年5月 双日(株)食料・アグリビジネス、リテール・生活産業、産業基盤・都市開発本部担当企画業務室長 2018年4月 同社リテール・生活産業本部投資マネジメント部長 2021年4月 同社リテール・コンシューマーサービス本部リテール事業部長 2022年4月 同社リテール・コンシューマーサービス副本部長 兼リテール・コンシューマーサービス本部企画業務室長（現任） 2024年4月 同社理事（現任） （重要な兼職の状況） 双日(株)執行役員リテール・コンシューマーサービス本部長（2025年4月1日就任予定） (株)J A L U X 社外取締役（2025年4月1日就任予定） 双日食料(株) 取締役（2025年4月1日就任予定）</p>	0株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年にわたる商社における豊富な業務経験を活かし、双日株式会社と当社グループの協業関係を最大限発揮させ、当社グループの事業拡大と企業価値向上に寄与することを期待し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 三井田砂理氏は、2025年4月に株式会社J A L U Xの社外取締役および双日食料株式会社の取締役に就任予定であり、当社の子会社は両社から食材・飲料・食品等の購入および役務サービスの提供を受け、両社へ商品等を販売しております。その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。なお、平井龍太郎氏は、当社の大株主である双日株式会社の顧問であり、三井田砂理氏は2025年4月に同社の執行役員に就任予定であります。当社は、同社と資本業務提携契約等を締結しております。
2. 平井龍太郎氏および三井田砂理氏は社外取締役候補者であります。
3. 平井龍太郎氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、3年となります。
4. 当社は、平井龍太郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。平井龍太郎氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、三井田砂理氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被保険者が蒙る損害を当該保険により填補することとしています。本議案が原案どおり承認され、各候補者が再任または選任された場合は、各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該契約は次回更新時においても同内容で更新する予定であります。

以上

取締役に期待する役割・スキル

本株主総会の議案が全て決議された場合の当社取締役は、「中期経営計画2025～2027」実現のため、取締役会の構成において、多様かつ独立した観点から、経営課題に対して客観的かつ果敢な判断を下すことを目的とし、多様な視点と豊富な経験、高度なスキルを備えたメンバーで多様性と適正人数の両立を図っております。

	1 きくち ただお 菊地 唯夫 男性 再任	2 あべ まさたか 阿部 正孝 男性 再任	3 ふじた あつこ 藤田 敦子 女性 再任	4 ひらい りゅうたろう 平井 龍太郎 男性 再任 社外	5 みいだ さり 三井田 砂理 男性 新任 社外	6 きむら ともあつ 木村 公篤 男性 経営諮問委員 監査等委員
1 企業経営	○	○	○	○		○
2 事業運営		○	○			
3 プランディング、 マーケティング、 DX		○	○			
4 人材戦略		○	○	○	○	
5 サステナビリティ	○	○	○			
6 グローバル	○			○	○	
7 財務、会計	○					○
8 法務、 リスク管理	○				○	○

・各取締役に特に期待する役割・スキルを考慮し、一人当たり最大6項目の記載としております。

・各取締役の保有するすべてのスキル・専門的知見を表すものではありません。

再任 再任取締役
社外 社外取締役

新任 新任取締役
独立 独立役員

7 なかやま 中山 ひとみ 女性 社外 独立 経営諮問委員 監査等委員	8 うめざわ まゆみ 梅澤 真由美 女性 社外 独立 経営諮問委員 監査等委員	9 さかもとこういちろう 坂本 光一郎 男性 社外 独立 経営諮問委員 監査等委員	
			選定理由
	○	○	経営基本理念、並びに中期経営計画2025～2027の基本方針である「変革から成長、そして飛躍へ」を踏まえ、資本市場を意識し、持続的成長に向けた事業ポートフォリオ構築やコーポレートガバナンスの強化等を推進するため、企業経営に関する幅広い知見・経験が重要と考えております。
	○		中期経営計画2025～2027の事業戦略の遂行を適切に監督・推進するため、飲食・宿泊施設マネジメント、企画開発、食品製造、品質管理など、当社の多岐にわたる事業特性を踏まえ、事業運営に関する幅広い知見・経験が重要と考えております。
	○		中期経営計画2025～2027のブランド戦略において、グループのブランド価値向上に向けた戦略策定、マーケティング機能の高度化、データ・テクノロジーの活用を推進するため、ブランディング・マーケティング・DXに関する幅広い知見・経験が重要と考えております。
○		○	中期経営計画2025～2027のヒューマンリソース戦略において、労務分野におけるコンプライアンスの遵守はもとより、多様性やチャレンジを尊重する企業風土への変革や従業員の成長を通じた事業の成長を実現する人財中心経営を推進するため、人材・組織に関する幅広い知見・経験が重要と考えております。
○			中期経営計画2025～2027のサステナビリティ戦略において、選ばれる企業・ブランドへの変革に向けたサステナビリティ推進基盤の整備、地域・社会との価値創造を推進するため、サステナビリティに関する幅広い知見・経験が重要と考えております。
		○	中期経営計画2025～2027のグローバル戦略において、海外における地政学、経済情勢、政策動向のみならず、文化的多様性を尊重する姿勢、国際的な人的ネットワーク等、グローバルな事業展開に向けた幅広い知見・経験が重要と考えております。
	○	○	中期経営計画2025～2027の財務戦略において、適切な財務報告の担保はもとより、強固な財務基盤の確立や収益性と資本効率性の向上を推進するため、財務・会計に関する幅広い知見・経験が重要と考えております。
○	○	○	中期経営計画2025～2027の推進基盤として、法令の改正やリスク要因の変化を捉え、適切な法令対応やコンプライアンスの強化、リスクマネジメントの高度化を推進するため、法務、リスク管理に関する幅広い知見・経験が重要と考えております。

事業報告

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 事業の状況

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が沈静化していくなかで、人流の動きは活発となり、社会経済活動の正常化が進みました。また、雇用・所得環境の改善や訪日外国人客の増加などが下支えし、国内景気は緩やかな回復基調にあります。しかしながら、自然災害や物価上昇の影響などもあり、個人消費の持ち直しの動きには一部に足踏みが見られます。加えて、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や中東情勢の悪化にみられる地政学リスクの顕在化、中国経済の減速懸念、為替相場の変動、少子高齢化に起因した労働力の不足などにより、国内経済は依然として不透明な状況が続いております。

当業界におきましては、社会経済活動の正常化や賃金改善の効果、訪日外国人客の消費拡大に伴い、外食および宿泊需要には回復の動きがみられるものの、為替相場の円安傾向や天候不順に伴う原材料費の高止まり、光熱費や物流費、建築費の上昇、需要が回復していくなかでのさらなる労働力不足など、事業を取り巻く環境は依然として厳しいものとなっております。

このような経営環境の下、当社グループでは、2022年2月14日に公表した「中期経営計画（2022年～2024年）」に基づき、「既存事業の収益性向上」と「戦略的事業の創造」を重点課題とし、各事業セグメントにおける施策を推進いたしました。

また、双日株式会社との間で2021年2月15日に締結した「資本業務提携契約」に基づき、引き続き、当社グループの企業価値向上を目的とし、購買活動の強化、ホテルの収益性改善、共同出資による海外現地法人を活用した事業展開、冷凍食品の販路拡大、工場の生産性向上等の取り組みを行いました。

これらの施策の結果、当連結会計年度の売上高は152,150百万円（前期比+9.5%）、営業利益は7,366百万円（前期比+21.3%）、経常利益は7,315百万円（前期比+38.9%）となりました。

また、固定資産売却益104百万円、受取補償金42百万円を特別利益に、固定資産の減損損失915百万円、固定資産除売却損751百万円を特別損失に計上したほか、法人税等△104百万円、非支配株主に帰属する当期純損失25百万円を計上し、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は5,926百万円（前期比+46.8%）となりました。

セグメント別の概況については、次のとおりであります。

【外食事業】

当社グループの基幹である外食事業におきましては、ホスピタリティ・レストラン「ロイヤルホスト」、天丼・天ぷら専門店「てんや」、サラダバー＆グリル「シズラー」、ピザレストラン「シェーキーズ」などのチェーン店のほか、ビアレストラン、カフェ、各種専門店等の多種多様な飲食業態を展開しております。

主力の「ロイヤルホスト」におきましては、国産食材消費を応援する企画として、日本の食材を活かしながらロイヤルホストの洋食メニューと掛け合わせた「Good JAPAN」や「シンガポールフェア」を開催するなど、高付加価値な商品の提供を行いました。また、国内においては、「ロイヤルホスト ららテラスHARUMI FLAG店(東京都中央区)」「ロイヤルホスト あびこ駅前店(大阪府大阪市)」を新規出店いたしました。海外においては、シンガポール・チャンギ国際空港隣接の大型商業施設ジュエル・チャンギ・エアポート内に「ロイヤルホスト シンガポール ジュエル店(シンガポール)」、地元住民や観光客に人気の高いオーチャードロードに「ロイヤルホスト シンガポール高島屋S.C.,Ngee Ann City店(シンガポール)」の2店舗を出店いたしました。

「てんや」におきましては、全国のご当地食材を使用したメニューの提供を行うとともに、引き続き、テイクアウト需要拡大の取り組みを行いました。また、「天丼てんや あべのキューズモール店(大阪府大阪市)」「天丼てんや 横須賀中央店(神奈川県横須賀市)」「天丼てんや ヨドバシ横浜店(神奈川県横浜市)」を出店し、デジタルの活用によるオペレーションの効率化を実現した次世代型店舗の展開を進めました。あわせて、「てんやブランドのリブランディング」に向けたテスト店舗として「天丼てんや 平塚田村店(神奈川県平塚市)」「天丼てんや 千歳烏山店(東京都世田谷区)」をリニューアルオープンいたしました。

「専門店」におきましては、ミドルサイズチェーンの「シズラー」において、日本食材の魅力を伝える企画として「Good JAPAN Fair」を開催いたしました。あわせて、「シズラー 府中店(東京都府中市)」「シズラー 大塚駅前店(東京都豊島区)」の改装を実施し、顧客体験価値の向上に取り組みました。また、「シェーキーズ」においても、「シェーキーズ 吉祥寺店(東京都武蔵野市)」「シェーキーズ 聖蹟桜ヶ丘店(東京都多摩市)」を新型モデルとしてリニューアルオープンし、ブランドの価値向上の取り組みを進めるとともに、「シェーキーズ 新宿セノビル店(東京都新宿区)」を新規で出店いたしました。また、持分法適用の関連会社である双日ロイヤルカフェ株式会社において、「コスタコーヒー 日比谷国際ビル店(東京都千代田区)」「コスタコーヒー 吉祥寺マルイ店(東京都武蔵野市)」「コスタコーヒー L.Biz日本橋店(東京都

中央区)」「コスタコーヒー エスポワール阿佐ヶ谷店 (東京都杉並区)」の4店舗を出店し、カフェチェーン展開を推進いたしました。上記施策を実施したことなどにより、売上高は63,034百万円 (前期比+1.9%)、経常利益は3,197百万円 (前期比△23.8%) となりました。

【コントラクト事業】

コントラクト事業におきましては、法人からの委託等により、空港ターミナルビル、高速道路サービスエリア・パーキングエリア、コンベンション施設、エンターテインメント施設、オフィスビル、医療介護施設、百貨店、官公庁等において、それぞれの立地特性に合わせた多種多様な飲食業態を展開しております。

当連結会計年度におきましては、国内観光やインバウンド需要の回復を受けて、各業態で売上高は増加いたしました。また、空港ターミナルビルでは「北海道味噌キッチン (北海道千歳市)」「ロイヤルホスト 中部国際空港店 (愛知県常滑市)」「ロイヤルホスト 熊本空港店 (熊本県上益城郡益城町)」「ソラテラスカフェ鹿児島空港店 (鹿児島県霧島市)」を新規で出店いたしました。高速道路サービスエリア・パーキングエリアでは九州自動車道の「北熊本サービスエリア上り線 (熊本県熊本市)」をリニューアルオープンいたしました。あわせて、事業所内等ではベースボールスタジアム「ZOZOマリンスタジアム (千葉県千葉市)」、大型多目的アリーナ施設「LaLa arena TOKYO-BAY (千葉県船橋市)」内において飲食店舗の運営を受託いたしました。上記施策を実施したことなどにより、売上高は49,789百万円 (前期比+14.3%)、経常利益は2,747百万円 (前期比+21.7%) となりました。

【ホテル事業】

ホテル事業におきましては、「ひとつ自然にやさしい、常にお客さまのために進化するホテル」を経営理念として掲げ、全国に「リッチモンドホテル」等を47店舗展開しております。

当連結会計年度におきましては、全国各地で祭礼や催事が再開され、国内観光需要が活発化したことに加えて、インバウンド需要が増加したことなどにより、各ホテルで売上高は堅調なものとなりました。また、「リッチモンドホテル宮崎駅前 (宮崎県宮崎市)」「リッチモンドホテル札幌大通 (北海道札幌市)」「リッチモンドホテル帯広駅前 (北海道帯広市)」「リッチモンドホテル仙台 (宮城県仙台市)」の4ホテルを改装し、料飲部門のリニューアルや客室・共用部の改善を行いました。加えて、マーケティング施策の強化を推進し、宿泊価値の向上に注力いたしました。上記施策を実施したことなどにより、売上高は35,072百万円 (前期比+18.8%)、経常利益は5,424

百万円（前期比+94.6%）となりました。

【食品事業】

食品事業におきましては、主に当社グループの各事業における食品製造、購買、物流業務等のインフラ機能を担っているほか、グループ外企業向けの「業務食」および家庭用フローズンミール「ロイヤルデリ」の製造も行っております。

当連結会計年度におきましては、ロイヤルホストを中心としたグループ店舗における売上高の増加を受け、内部向けの製造販売量が増加したことなどにより、売上高は12,473百万円（前期比+5.2%）、経常利益は107百万円（前期比△42.2%）となりました。

【その他の事業】

その他の事業は不動産賃貸や持分法適用の関連会社による機内食事業等であり、国際線の航空需要の回復による機内食事業の改善により、売上高は327百万円（前期比+18.2%）、経常利益は601百万円（前期経常損失6百万円）となりました。

<事業セグメント別売上高、経常利益>

	売上高			経常利益又は経常損失 (△)		
	金額	構成比	前期比	金額	構成比	前期差
	百万円	%	%	百万円	%	百万円
外食事業	63,034	39.2	1.9	3,197	26.5	△1,000
コントラクト事業	49,789	31.0	14.3	2,747	22.7	490
ホテル事業	35,072	21.8	18.8	5,424	44.9	2,637
食品事業	12,473	7.8	5.2	107	0.9	△78
その他の事業	327	0.2	18.2	601	5.0	608
小計	160,696	100.0	9.3	12,079	100.0	2,656
全社部門	—	—	—	△4,763	—	△606
相殺消去	△8,546	—	—	—	—	—
合計	152,150	—	9.5	7,315	—	2,049

② 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は11,020百万円（リース資産を含む）で、その主なものは、外食事業、コントラクト事業およびホテル事業における新規出店および既存店舗の改装・改修等に係る設備投資であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資等に伴う資金は、金融機関からの借入8,000百万円のほか、自己資金及びファイナンス・リース取引等により調達しております。

(2) 対処すべき課題

2025年度におきましては、ウクライナ侵攻の長期化、米国新政権による経済政策の変更、米中関係の行方などによる海外経済の減速が懸念される状況にあります。また、国内においては、継続的な賃金改善や訪日外国人客の増加が下支えし、個人消費は緩やかな増加基調となることが期待される一方で、過度な物価上昇や人手不足の深刻化が経済活動の動きに影響を及ぼすことも想定されます。

このような状況の下、当社グループにおきましては、2025年2月14日に「食とホスピタリティで、地域や社会を笑顔にする」という「経営ビジョン2035」、並びに「中期経営計画2025～2027」を策定いたしました。「中期経営計画2025～2027」では、「変革から成長、そして飛躍へ」との基本方針のもと、「ブランド戦略」「グローバル戦略」「サステナビリティ戦略」「人材戦略」を重点課題とした全社戦略を推進してまいります。

「ブランド戦略」ではロイヤルグループブランドの確立に向け、「個々のブランドの進化」と、ブランドに基づいた統合的な価値設計を実現するマーケティング機能の高度化と、それらを可能にするデータ分析基盤の整備に注力してまいります。「グローバル戦略」ではグローバル人材の採用・育成を行いつつ、海外事業は現地ニーズに合った業態開発や、同一国内でのマルチブランド展開などの実施により、直営事業とFC事業の両輪で成長と収益性を追求し、国内事業はインバウンド需要の獲得に取り組んでまいります。「サステナビリティ戦略」では選ばれる企業・ブランドへの変革に向け、サステナビリティ基盤の整備、推進力・発信力の強化、地域・社会との価値創造に尽力してまいります。「人材戦略」では人財中心経営の実現にむけて、ロイヤルアカデミーの創設といったさらなる人的資本投資と、チャレンジと多様性が尊重されるような企業風土の変革に取り組み、新たな価値を生み出す人材を育成してまいります。

次に事業ごとの戦略として、「外食事業」では継続的な高付加価値戦略の推進や新店舗モデルを構築することで、顧客体験価値を高めて参ります。「コントラクト事業」では成長エンジンとして、拠点開発力及び業態開発力を向上させつつ、大阪万博への出店をはじめとしたイベント受託の拡大等、挑戦を行ってまいります。「ホテル事業」では既存ホテルへの価値向上投資のみならず、1月28日に对外発表した、グローバルなホテルチェーンを運営しているマイナーブループとの協業を通じたラグジュアリー領域への進出を通じて、事業規模を拡大してまいります。「食品事業」では「SCM改革の継続」や「CKの生産性向上」、及び新たな食品物販ブランドを確立し、更なる成長を目指してまいります。

これらの全社戦略および事業戦略に加え、「中期経営計画2025～2027」においては、財務規律を維持しつつ積極的な設備投資を行い、「変わらざるロイヤルの理念」を大切にしながら、「変わりゆくロイヤルグループ」の実現に向けて、厳しい経営環境への対応と企業価値の向上に努めてまいります。

(3) 財産および損益の状況の推移

区分	第73期 (2021年度)	第74期 (2022年度)	第75期 (2023年度)	第76期 (2024年度)
売上高 (百万円)	83,975	104,015	138,940	152,150
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	△4,498	2,156	5,266	7,315
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△2,873	2,754	4,035	5,926
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	△68円60銭	52円86銭	76円82銭	120円40銭
総資産 (百万円)	109,767	123,570	125,869	127,738
純資産 (百万円)	33,999	44,808	47,821	50,474
1株当たり純資産	640円47銭	833円31銭	905円66銭	1,020円67銭

- (注) 1. 第73期の「売上高」には、その他の営業収入を含めて記載しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第74期より適用しており、第74期以降の数値については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
3. 「1株当たり当期純利益又は当期純損失」は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、「1株当たり純資産」は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。なお、当社は、株式給付信託 (J-E S O P) 及び株式給付信託 (B B T) を導入しており、当該株式給付信託が保有する当社株式を自己株式に加算しております。

(4) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出資比率	主要な事業内容
ロイタル株式会社	100百万円	100.0%	外食インフラ機能（製造・購買・物流の運用）および「ロイタルデリ」、業務食の製造、販売
ロイヤルフードサービス株式会社	100百万円	100.0%	「ロイヤルホスト」「てんや」「シェーキーズ」「シズラー」等のチェーンレストランおよび専門店の運営
Royal Food Services(Singapore)Pte.Ltd.	6,180千 SGD	67.6%	シンガポールにおける「Royal Host」レストラン事業の運営
ロイヤルコントラクトサービス株式会社	100百万円	100.0%	高速道路・空港施設、エンターテインメント施設等における飲食店・売店の運営
アールエヌティー・ホテルズ株式会社	100百万円	92.0%	「リッチモンドホテル」等の運営
ロイヤルマネジメント株式会社	100百万円	100.0%	グループ会社への間接業務の提供

- (注) 1. ロイヤルコントラクトサービス株式会社は、2024年1月1日付でハイウェイロイヤル株式会社を吸収合併しております。
2. Royal Food Services(Singapore)Pte.Ltd.は重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
3. 当社の出資比率につきましては、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	株式の帳簿価額の合計額	当社の総資産
ロイヤルコントラクトサービス株式会社	東京都世田谷区桜新町一丁目34番6号	18,112百万円	74,635百万円

(5) 主要な事業内容

① 外食事業

チェーンレストラン、専門店等の運営

② コントラクト事業

法人からの委託等による飲食・売店等の運営

③ ホテル事業

「リッチモンドホテル」等の運営

④ 食品事業

食品製造、購買、物流業務

(6) 主要な営業所、工場および店舗

- ① 当社の主要な事業所
 - ・本社 福岡県福岡市博多区
 - ・東京本部 東京都世田谷区
- ② 子会社の主要な事業所および工場
 - ・ロイヤル株式会社福岡食品工場 福岡県福岡市博多区
 - ・ロイヤル株式会社東京食品工場 千葉県船橋市
- ③ 当社グループ店舗

業態	店舗数	前期末比
レストラン・売店	628	△1
ロイヤルホスト	228	6
てんや	177	△5
その他	223	△2
ホテル	47	0
グループ合計	675 店舗	△1 店舗

(7) 従業員の状況

従業員数	前期末比
2,056名	201名

(注) 従業員数には、パート・アルバイトを含んでおりません。

なお、パート・アルバイトの期中各月平均人員（1人当たり8時間／日換算）は、7,717名であります。

(8) 主要な借入先

借入先	借入残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	5,504
株式会社福岡銀行	4,361
株式会社西日本シティ銀行	4,361
株式会社三井住友銀行	2,873
株式会社三菱UFJ銀行	2,710

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	普通株式	120,000,000株
	A種優先株式	3,000株
	B種優先株式	3,000株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	49,742,777株 (自己株式119,085株を除く)
	A種優先株式	0株
	B種優先株式	0株
(3) 株主数	普通株式	31,123名
	A種優先株式	0名
	B種優先株式	0名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数				持株比率
	普通株式	A種優先株式	B種優先株式	合計株式	
双日株式会社	9,933	—	—	9,933	19.97%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,364	—	—	3,364	6.76%
公益財団法人江頭ホスピタリティ事業振興財団	2,452	—	—	2,452	4.93%
キルロイ興産株式会社	1,624	—	—	1,624	3.27%
株式会社ダスキン	953	—	—	953	1.92%
日本生命保険相互会社	803	—	—	803	1.61%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	789	—	—	789	1.59%
株式会社西日本シティ銀行	765	—	—	765	1.54%
ハニユーフーズ株式会社	692	—	—	692	1.39%
株式会社三越伊勢丹	681	—	—	681	1.37%

- (注) 1. 上記のほかに、当社は自己株式119千株を保有しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 自己株式には、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が株式給付信託 (J-E S O P) および株式給付信託 (B B T) に伴い保有している当社株式510千株は含んでおりません。

(5) 事業年度中に会社役員に対して交付した当社の株式

当社は、取締役（監査等委員であるものおよび社外役員を除く）1名に対し、普通株式1,600株を本事業年度中に交付いたしました。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年1月11日開催の取締役会において、当社定款第13条の2の規定に基づき法令の許容する範囲内においてA種優先株式を全部取得すること、ならびに会社法第178条に基づきA種優先株式の消却を行うことを決議し、次の通り実施いたしました。

① 自己株式の取得の内容

・取得する株式の種類	A種優先株式
・取得する株式の総数	3,000株（発行済A種優先株式に対する割合100%）
・株式の取得対価の内容	金銭
・1株当たりの取得価額	1,023,224円
・取得日	2024年4月9日

② 自己株式の消却の内容

・消却する株式の種類	A種優先株式
・消却する株式の総数	3,000株
・消却日	2024年4月9日

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2024年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	菊地 唯夫	キュービーネットホールディングス(株)社外取締役(監査等委員) 公益社団法人経済同友会副代表幹事 京都大学経営管理大学院客員教授
代表取締役社長	阿部 正孝	
取締役	藤田 敦子	サステナビリティ本部長 兼 サステナビリティ推進部長
取締役	平井 龍太郎	双日(株)顧問 双日プロフェッショナルシェア(株)代表取締役社長 (株)メタルワン取締役 双日韓国会社理事 双日台湾会社董事
取締役	村井 宏人	双日(株)常務執行役員リテール・コンシューマーサービス本部長 (株)J A L U X 社外取締役 双日食料(株)取締役 マリンフーズ(株)社外取締役 トライ産業(株)社外取締役 DaiTanViet Joint Stock Company Director
取締役(常勤監査等委員)	木村 公篤	
取締役(監査等委員)	中山 ひとみ	霞ヶ関総合法律事務所パートナー弁護士 帝人(株)社外監査役 日本郵便(株)社外監査役
取締役(監査等委員)	梅澤 真由美	公認会計士梅澤真由美事務所代表 管理会計ラボ(株)代表取締役 ジャパン・ホテル・リート投資法人監督役員 (株)メルカリ社外取締役
取締役(監査等委員)	坂本 光一郎	

- (注) 1. 2024年3月27日開催の第75期定時株主総会において、藤田敦子氏が取締役に、木村公篤氏および坂本光一郎氏が取締役(監査等委員)に選任され、就任いたしました。
2. 2024年3月27日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって、木村公篤氏は任期満了により取締役を、富永真理氏および石井秀雄氏は任期満了により取締役(監査等委員)を退任いたしました。なお、富永真理氏は当社相談役に就任いたしました。
3. 取締役平井龍太郎氏、村井宏人氏、中山ひとみ氏、梅澤真由美氏および坂本光一郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 当社は、社外取締役中山ひとみ氏、梅澤真由美氏および坂本光一郎氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として、両取引所に届け出ております。
5. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門等と監査等委員会との十分な連携

- を可能とすべく、常勤監査等委員を選定することとし、監査等委員会の決議により、木村公篤氏が常勤監査等委員に選定されております。
6. 常勤監査等委員木村公篤氏は、当社における財務・経理業務における豊富な経験に加えて、監査業務における知見を有しております。
 7. 監査等委員中山ひとみ氏は、弁護士として、法務および財務に関する相当程度の知見を有しております。
 8. 監査等委員梅澤真由美氏は、公認会計士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 9. 梅澤真由美氏は旧姓且つ職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は福原真由美であります。
 10. 監査等委員坂本光一郎氏は、金融機関における長年の職務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 11. 当事業年度中における取締役の地位および担当等の異動はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社および当社の子会社等の取締役、監査役、執行役員等

②保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用について、当該保険契約により補填することとしております。但し、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得た場合や、犯罪行為あるいは法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた場合には補填されないなど、一定の免責事由があり、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(4) 取締役の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		金銭報酬		非金銭報酬	
		固定報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取締役（監査等委員を除く）	165百万円	76百万円	53百万円	36百万円	4名
取締役（監査等委員） うち社外	34百万円 17百万円	34百万円 17百万円	— —	— —	6名 4名

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の固定報酬と業績連動報酬の総額は、2016年3月29日開催の第67期定時株主総会において年額2億円と定めた固定枠と前事業年度の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）の2.0%以内と定めた変動枠の合計額（使用者兼務取締役の使用者分の給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は7名です。当年度にかかる定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名です。また、2024年度の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）は、5,926百万円です。

また、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の株式報酬は、2023年3月29日開催の第74期定時株主総会において、固定報酬と業績連動報酬とは別枠とし、1事業年度あたり28,800ポイントを上限として各事業年度に付与されたポイントの合計に退任事由別に設定された1を超えない所定の係数を乗じて得たポイント数を、原則として1ポイントあたり当社普通株式1株に換算した株式および当社株式の時価に相当する金銭と決議いただいております。当年度にかかる定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は、3名です。本株式報酬は、当社の中期経営計画に掲げる業績目標等に連動し、取締役の退任時に給付されるものであり、当事業年度に費用計上を行う株式報酬等の総額は上記の通りです。

本株式報酬の当事業年度に係る報酬額の算定に用いた主な指標は下記のとおりです。

- ・連結経常利益 中期経営計画目標：6,500百万円 実績：7,315百万円
- ・前事業年度および当事業年度の1株当たり連結当期純利益の累計（2023年から2024年）目標：167円 実績：197円

2. 取締役（監査等委員）の報酬額は、2016年3月29日開催の第67期定時株主総会において、年額4,000百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名です。当年度にかかる定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名です。
3. 取締役（監査等委員を除く）のうち社外取締役2名は無報酬のため、取締役（監査等委員を除く）の員数から除いております。

②取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針に関する事項

(ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）については、経営諮問委員会に諮問し、その審議・答申を経て2023年3月29日の取締役会において決議しております。

(イ) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬体系は、当社の成長やグループビジョンを実現する能力・見識・スキルを有した優秀な人材を確保できる水準であり、且つ企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、固定額の基本報酬、連結当期純利益と連動する賞与、中期経営計画等と連動する株式報酬の三本立ての報酬体系とする。

また、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬体系は、その役割と独立性の観点から固定額の基本報酬のみとし、その水準は、他社の報酬水準等や個別事情を踏まえ、総合的に判断するものとする。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の基本報酬は、業績に連動しない固定額の金銭報酬とし、個々の取締役の役位および職責、並びに従業員給与水準や他社水準等を総合的に勘案して定める。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、業績に連動しない固定額の金銭報酬とし、個々の取締役の役割や他社水準、個別事情等を総合的に勘案して定める。

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の年額固定報酬は、個人別年額を12等分した「月額固定報酬」を毎月支払うものとする。

3. 賞与の内容および額の算定方法の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の賞与は、個々の取締役の責任負担度、特定分野におけるスペシャリティおよび担当職務範囲における貢献度を踏まえ決定する。当該決定額を、前年度末の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）在任者に対して、原則として定時株主総会開催日の翌銀行営業日に支給する。

4. 株式報酬の内容および額の算定方法の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の株式報酬は、役位及び経営利益、中期経営計画の達成状況等に応じた「業績等連動部分」と役位に応じた「在任期間部分」から構成され、株主総会において別枠で承認を得た範囲内で、当社が定める役員株式給付規程に従い、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭等

(以下、「当社株式等」という。) を原則として退任時に給付する。

5. 基本報酬、賞与、株式報酬等の種類別報酬割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は、株主より当社グループ全体の業務執行を行う重責を付託されていることから、その責任に見合う固定額の「基本報酬」を支給することが妥当である。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬として「賞与」を設定しているのは、業績と報酬額が連動することが業務執行取締役の報酬の在り方として適当であると考えるためである。この業績を図る定量指標として連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）を用いるのは、上記取締役は、各ステークホルダーに対して当社グループ全体の業績を向上させる責任を担っていることから、連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）に連動させて業績を評価することが妥当であるとの考えに基づくものである。

また、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬として「株式報酬」を設定しているのは、報酬と当社業績、中期経営計画、及び株式価値等の連動がより明確化され、中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を一層高めることができ、株主との価値共有を促進することができるものと考えているためである。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の基本報酬、賞与、株式報酬の種類別報酬割合は、業績によってその構成割合が変動することから一律に示すことはできないが、上位の役職ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成を基本としている。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、前2、3および4に記載された要領に従い、取締役会から各人の具体的な金額の決定について授權された代表取締役社長が、経営諮問委員会へ諮問し、その審議・答申を踏まえたうえで決定するものとする。

なお、経営諮問委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指名と報酬等について、決定の妥当性およびプロセスの透明性を確保すべく、取締役会の諮問に応じる任意の組織として設置された、取締役（監査等委員）4名（うち社外取締役3名）からなる委員会である。

また、取締役（監査等委員）の個人別の報酬額については、株主総会において決議された報酬等の額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定する。

(ウ) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の決定について、代表取締役社長に委任した理由

取締役会は、代表取締役社長が経営環境や業績等に基づき総合的に取締役（監査等委員である取締役を除く。）の評価、及び個人別報酬等の額を決定することが最適と考えており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の決定については、代表取締役社長が経営諮問委員会へ諮問し、その審議・答申を踏まえたうえで決定するものとしております。

(エ) 当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、代表取締役社長（阿部正孝）が経営諮問委員会での審議・答申を踏まえて決定していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 当社と重要な兼職先との関係

区分	氏名	重要な兼職先	当社と兼職先との関係
取締役	平井 龍太郎	双日(株)顧問 双日プロフェッショナルシェア(株)代表取締役社長 (株)メタルワン取締役 双日韓国会社理事 双日台湾会社董事	双日(株)は当社のその他の関係会社に該当しております。その他の兼職先とは重要な取引はありません。
取締役	村井 宏人	双日(株)常務執行役員リテール・コンシューマーサービス本部長 (株)J A L U X 社外取締役 双日食料(株)取締役 マリンフーズ(株)社外取締役 トライ産業(株)社外取締役 DaiTanViet Joint Stock Company Director	双日(株)は当社のその他の関係会社に該当しております。その他の兼職先とは重要な取引はありません。
取締役 (監査等委員)	中山 ひとみ	霞ヶ関総合法律事務所パートナー弁護士 帝人(株)社外監査役 日本郵便(株)社外監査役	重要な取引はありません。
取締役 (監査等委員)	梅澤 真由美	公認会計士梅澤真由美事務所代表 管理会計ラボ(株)代表取締役 ジャパン・ホテル・リート投資法人監督役員 (株)メルカリ社外取締役	重要な取引はありません。
取締役 (監査等委員)	坂本 光一郎	重要な兼職先はありません。	

(注) 上記の重要な兼職先は、前記の「(1) 取締役の氏名等」に記載の兼職先のうち、当社の社外役員が会社法施行規則第124条第1項第1号の業務執行者又は同項第2号の社外役員等である会社であります。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	平井 龍太郎	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、長年にわたる商社における豊富な業務経験に基づき、主として人事やコンプライアンスおよび海外などに関する発言を適宜行うことなどにより、当社グループの事業拡大と企業価値向上に寄与するという社外取締役として期待されている役割を果たしております。
取締役	村井 宏人	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回出席し、長年にわたる商社における豊富な業務経験に基づき、主として事業や海外などに関する発言を適宜行うことなどにより、当社グループの事業拡大と企業価値向上に寄与するという社外取締役として期待されている役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	中山 ひとみ	当事業年度に開催された取締役会14回の全ておよび監査等委員会15回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地に基づき、幅広い観点からの発言を適宜行うことなどにより、監査等委員である社外取締役として期待されている役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	梅澤 真由美	当事業年度に開催された取締役会14回の全ておよび監査等委員会15回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地および小売業での業務経験などを活かして、発言を適宜行うことなどにより、監査等委員である社外取締役として期待されている役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	坂本 光一郎	2024年3月27日就任以降に開催された取締役会10回の全ておよび監査等委員会11回の全てに出席し、金融機関における長年の職務経験と幅広い見識に基づき、発言を適宜行うことなどにより、監査等委員である社外取締役として期待されている役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 76百万円

当社および子会社が会計監査人に支払うべき
金銭その他の財産上の利益の合計額 81百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、Royal Food Services (Singapore) Pte. Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士等の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会は会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役会における決議の内容の概要

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」(以下、「内部統制システム」と呼ぶ。)について、取締役会において決議しております。その概要は、以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループにおいては、グループ全体で共有すべき基本的な価値観や倫理観として「経営基本理念」を策定するとともに、その共通理念の下、グループ全役職員が法令遵守の精神と高い倫理観・道徳観の下、職務執行を行うよう「ロイヤルグループ行動基準」および「ロイヤルグループ行動ガイドライン」を制定する。これらの基準の重要性を代表取締役が継続的に伝達するだけでなく、行動基準評価を含めた人事考課を行うなど、法令遵守の精神と高い倫理観を全役職員が常に共有できるよう啓発を行う。

また、内部監査部門が子会社を含めたグループ全体の内部監査を実施し、定期的に取締役会に報告する体制をとることでコンプライアンスの状況が常に管理できるよう体制を構築する。

さらに、当社グループの役職員が、法令違反行為や不正行為等を発見した場合の通報先として、社内だけでなく、社外通報窓口によるコンプライアンスヘルplineを設置する。ヘルpline窓口は、必要に応じて、経営企画部門長を委員長とするヘルpline委員会に報告することとし、同委員会主導の下、必要に応じて是正措置、再発防止策と併せて、当該法令違反行為等に関与する者に対する処分・勧告を行う体制とする。

また、2013年11月に「反社会的勢力に対する基本方針」を取締役会で決議し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、不当な要求を受けた場合は組織的に毅然とした姿勢で拒絶するよう社内体制を整備し徹底する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社では、取締役の職務執行に係る情報・文書の取扱いについて、法令および「文書管理制度規程」等の社内規程に従い適切に保存および管理するものとする。社内規程については、適宜見直しを行うとともに、保存・管理の運用状況を適時適切に検証できるよう体制を整備する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および当社グループのリスク管理に係る基本的な事項を定めた「リスク管理規程」を制定し、当社グループを取り巻くさまざまなリスクに的確に対処できる管理体制を整備するとともに、リスク管理委員会がグループ全体のリスクの評価、分析、対応策の検討を行い、「緊急時対応規程」において正常な事業活動に著しい影響を及ぼす事態が発生した場合の対応体制、対応手順等について定めることにより、損失の極小化に努める。

また、大規模災害、食品事故等、グループ全体に大きな影響を与えるリスクに対しては、別途「ロイヤルグループ事業継続計画書（BCP）」、「ロイヤルグループ食品事故対応ガイドライン」や感染症対策として「ロイヤルグループ新型コロナウイルス等感染症対策事業継続計画書（BCP）」および「感染時マニュアル・対応フロー」等の対応マニュアルを作成するなど、グループ全体に周知徹底を図り、リスクの拡大を最小限にとどめる体制をとる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループにおいては、次の経営管理体制を構築することで、取締役の効率的な職務執行を確保する。

当社は、執行役員制度を導入し、取締役会の決定により事業または子会社等について業務執行の統括を委嘱された担当役員を配置する。

また、法令および定款に定められた事項や株主総会の決議により委任された事項、その他取締役会規程等に定められた経営上の重要な事項について意思決定等を行う取締役会のほかに、当社グループの経営課題等について協議を行う会議体として、取締役と執行役員等で構成される経営会議および代表取締役社長と執行役員等で構成される戦略会議を設置する。

当社は、取締役の職務が効率的に行われることを確保するため、業務執行の主要な課題や取り組みについて戦略会議等で協議し、重要な事項を経営会議または取締役会へ報告・付議し、所定の決裁権限基準に則り、意思決定を行う体制とする。また、その他の業務執行に係る意思決定は、決裁権限基準に基づき、代表取締役もしくは担当役員等に委任し、意思決定の迅速化と経営の効率化を図る。

さらに、グループ全体の目指すべき目標として3年間を対象期間とする中期経営計画を策定し、中期的な経営目標をグループ全体として共有し、中期経営計画の達成に向けて、各グループ会社、事業部門において年度予算を設定するとともに、予算達成のために必要な施策を立案する。期中においては、月次の業績を定例取締役会または経営会議に報告する体制とし、取締役がグループ全体の業績をタイムリーに把握できるようシステムを構築する。

加えて、取締役会の意思決定の妥当性を高めるために、取締役会の3分の1以上は、独立社外取締役とする。

⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、機動的かつ柔軟なグループ経営体制を整えるべく持株会社体制を採用し、グループ会社の取締役、役職員が常に意識すべき基準として「ロイヤルグループ行動基準」、ならびにグループ全体の経営効率向上と実効あるコーポレート・ガバナンスを確保することを目的として「ロイヤルグループ子会社管理規程」をそれぞれ制定し、グループ全体の遵法意識の醸成を図る。

また、グループ全体の運営においては、当社の取締役、執行役員またはそれに準ずるものが子会社の取締役に、当社の取締役または監査等委員会室に所属する使用人が子会社の監査役にそれぞれ就任する。

さらに、子会社に定期的な経営情報や重要な情報の報告を義務づけるなど、牽制機能が働く体制を構築する。

加えて、内部監査部門が当社グループに対する内部監査を実施することでグループ全体の業務の適正が確保される体制を構築する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人を置くことに関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき部署として監査等委員会室を設置し、会社の業務を十分検証できる専門性を有する使用人を1名以上配置する。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、他の役職を兼務することなく、監査等委員会の指揮下で職務を遂行することとし、その任命、異動については、監査等委員会の同意を得るものとする。

また、監査等委員会室に所属する使用人の人事考課は、常勤監査等委員が行う。

⑧ 当社および子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）および使用人等が監査等委員会に報告をするための体制

当社および子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合、直ちに常勤監査等委員に報告する。

さらに、当社および子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）および使用人等は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

また、監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席する。

⑨ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告を行った当社および子会社の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）および使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会が必要と認めるときは、公認会計士、弁護士その他外部専門家に相談ができる。その費用については、担当部門において審議のうえ、当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き会社が負担するものとし、速やかに監査費用の前払いまたは償還の手続きに応じる。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、「監査等委員会規程」に基づき、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識を深める。

また、監査等委員会は必要に応じて、会計監査人や内部監査部門と会合を持つことで、密接な連携がとれる体制を構築する。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社および当社グループの財務報告の信頼性を確保するため「ロイヤルグループ経理規程」を制定するとともに、グループ全体で有効かつ適切な内部統制を整備、構築し、継続的な改善と適正な運用を行う。

また、企業会計審議会が公表する「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」、並びに同「実施基準」に基づき、取締役会は内部統制の基本方針を決定し、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を監督する。

(2) 運用状況の概要

当連結会計年度の当社グループにおける内部統制システムの運用状況は以下のとおりです。

① 内部統制システム全般

当社は、取締役会を14回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定など、経営に関する重要事項を決定し、月次の業績の分析や評価を実施するとともに法令・定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議しております。

② コンプライアンス

子会社の取締役を含む当社グループの役職員に、法令違反行為や不正行為等を発見した場合、人事・労務関連窓口、社外窓口、常勤監査等委員等に報告することを、ポスターの掲示等により、周知しており、通報・相談に関しては、関連部署またはヘルpline委員会が事実関係の調査を行い、必要に応じて是正措置・再発防止策を講じています。

③ リスク管理

グループのリスク管理については、リスク管理委員会にて、リスク管理台帳を用いたリスク評価を行い、リスク管理計画を策定し、リスクマネジメント統括部門が管理体制の整備や定期的な従業員の安否確認訓練、リスクマネジメントに関する研修、社内外のリスク事案の共有と対策立案等を実施、監督しております。

また、グループの情報システムポリシー、セキュリティ管理規程等の改定、リスク事案・不祥事発生時の組織体制に関するガイドライン、リスク発生時の広報対応ガイドラインの制定等、様々なリスクに適切に対処するための体制整備を図っております。

④ グループ会社経営管理

当社グループは、2022年2月に2024年までの中期経営計画を策定し、取締役会や経営会議での業績報告を通じて、グループ全体の業績を管理し、業務執行に係る重要な事項は、戦略会議等で協議のうえ、取締役会や経営会議に付議するなど取締役の職務執行の効率化を図っております。

また、当社の取締役、執行役員またはそれに準ずるもの9名が子会社の取締役に、取締役1名、および監査等委員会室に所属する使用人1名が子会社の監査役に就任するとともに、子会社の経営に係る重要な事項は戦略会議等にて協議しております。

なお、当社グループは、2025年2月に経営ビジョン2035および中期経営計画2025～2027を策定し、目指す姿と中期的な経営目標について、グループ全体で共有しております。

⑤ 監査等委員会の監査の実効性確保

当社は、監査等委員会を15回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、各監査等委員が取締役会や経営会議等重要な社内会議へ出席することなどにより、業務および財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守状況の監査を実施しております。

⑥ 財務報告の信頼性確保

取締役会にて決議した内部統制評価の基本計画書に基づき、グループ全体で有効かつ適切な内部統制を整備、構築するとともに、代表取締役および内部監査部門が整備、運用状況についての内部統制評価を実施し、取締役会にて報告しております。

~~~~~  
本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて、比率については四捨五入して表示しております。

## 連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                | 金 額            | 科 目                    | 金 額            |
|--------------------|----------------|------------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>      |                | <b>(負債の部)</b>          |                |
| <b>I. 流動資産</b>     | <b>36,154</b>  | <b>I. 流動負債</b>         | <b>30,099</b>  |
| 現金及び預金             | 19,349         | 買掛金                    | 4,623          |
| 売掛金                | 9,695          | 1年内返済予定の長期借入金          | 8,850          |
| 棚卸資産               | 2,922          | リース債務                  | 2,762          |
| その他の               | 4,191          | 未払法人税等                 | 557            |
| 貸倒引当金              | △5             | 契約負債                   | 771            |
| <b>II. 固定資産</b>    | <b>91,584</b>  | 賞与引当金                  | 29             |
| <b>(1)有形固定資産</b>   | <b>49,955</b>  | 役員賞与引当金                | 56             |
| 建物及び構築物            | 13,613         | 株主優待費用引当金              | 179            |
| 機械装置及び運搬具          | 1,333          | その他の                   | 12,269         |
| 工具、器具及び備品          | 5,175          | <b>II. 固定負債</b>        | <b>47,164</b>  |
| 土地                 | 9,546          | 長期借入金                  | 12,850         |
| リース資産              | 19,838         | リース債務                  | 25,519         |
| 建設仮勘定              | 447            | 緑延税金負債                 | 3,100          |
| <b>(2)無形固定資産</b>   | <b>16,833</b>  | 株式給付費用引当金              | 674            |
| のれん                | 4,931          | 役員株式給付引当金              | 109            |
| 施設運営権              | 10,646         | 資産除去債務                 | 4,380          |
| その他の               | 1,256          | その他の                   | 529            |
| <b>(3)投資その他の資産</b> | <b>24,795</b>  | <b>負債合計</b>            | <b>77,263</b>  |
| 投資有価証券             | 8,817          | <b>(純資産の部)</b>         |                |
| 差入保証金              | 14,601         | <b>I. 株主資本</b>         | <b>47,782</b>  |
| 緑延税金資産             | 840            | (1)資本金                 | 17,830         |
| その他の               | 564            | (2)資本剰余金               | 23,670         |
| 貸倒引当金              | △28            | (3)利益剰余金               | 7,366          |
|                    |                | (4)自己株式                | △1,084         |
| <b>資産合計</b>        | <b>127,738</b> | <b>II. その他の包括利益累計額</b> | <b>2,466</b>   |
|                    |                | その他有価証券評価差額金           | 2,454          |
|                    |                | 為替換算調整勘定               | 12             |
|                    |                | <b>III. 非支配株主持分</b>    | <b>225</b>     |
|                    |                | <b>純資産合計</b>           | <b>50,474</b>  |
|                    |                | <b>負債純資産合計</b>         | <b>127,738</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

(単位：百万円)

| 科 目                           |       | 金 額     |
|-------------------------------|-------|---------|
| 売 上                           | 高     | 152,150 |
| 売 上 原 価                       |       | 45,565  |
| 売 上                           | 総 利 益 | 106,585 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |       | 99,218  |
| 営 業 外 収 益                     |       | 7,366   |
| 受 取 配 当 金                     |       | 80      |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益           |       | 881     |
| 協 賛 金 収 入 他                   |       | 28      |
| そ の 他                         |       | 188     |
| 営 業 外 費 用                     |       | 1,179   |
| 支 払 利 息                       |       | 1,135   |
| そ の 他                         |       | 94      |
| 特 別 利 益                       |       | 7,315   |
| 固 定 資 産 売 却 益                 |       | 104     |
| 受 取 補 償 金                     |       | 42      |
| 特 別 損 失                       |       | 147     |
| 固 定 資 産 除 売 却 損               |       | 751     |
| 減 損                           |       | 915     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |       | 1,666   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         |       | 5,796   |
| 法 人 税 等 調 整 額                 |       | 667     |
| 当 期 純 利 益                     |       | △771    |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 |       | △104    |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |       | 5,900   |
|                               |       | 25      |
|                               |       | 5,926   |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

(単位：百万円)

|                           | 株 主 資 本 |        |        |         |        |
|---------------------------|---------|--------|--------|---------|--------|
|                           | 資 本 金   | 資本剰余金  | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 2024年1月1日 残高              | 17,830  | 26,767 | 2,698  | △1,122  | 46,173 |
| (連結会計年度中の変動額)             |         |        |        |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当               | —       | —      | △1,249 | —       | △1,249 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           | —       | —      | 5,926  | —       | 5,926  |
| 自 己 株 式 の 取 得             | —       | —      | —      | △3,070  | △3,070 |
| 自 己 株 式 の 処 分             | —       | —      | —      | 39      | 39     |
| 自 己 株 式 の 消 却             | —       | △3,069 | —      | 3,069   | —      |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減        | —       | △27    | —      | —       | △27    |
| 連 結 範 囲 の 変 動             | —       | —      | △7     | —       | △7     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | —       | —      | —      | —       | —      |
| 連結会計年度中の変動額合計             | —       | △3,097 | 4,668  | 38      | 1,609  |
| 2024年12月31日 残高            | 17,830  | 23,670 | 7,366  | △1,084  | 47,782 |

|                           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額         |                   |                                 | 非支配株主持分 | 純資産合計  |
|---------------------------|-------------------------------|-------------------|---------------------------------|---------|--------|
|                           | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 為 替 換 算<br>調整 勘 定 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |         |        |
| 2024年1月1日 残高              | 1,648                         | —                 | 1,648                           | —       | 47,821 |
| (連結会計年度中の変動額)             |                               |                   |                                 |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当               | —                             | —                 | —                               | —       | △1,249 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           | —                             | —                 | —                               | —       | 5,926  |
| 自 己 株 式 の 取 得             | —                             | —                 | —                               | —       | △3,070 |
| 自 己 株 式 の 処 分             | —                             | —                 | —                               | —       | 39     |
| 自 己 株 式 の 消 却             | —                             | —                 | —                               | —       | —      |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減        | —                             | —                 | —                               | —       | △27    |
| 連 結 範 囲 の 変 動             | —                             | —                 | —                               | —       | △7     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 806                           | 12                | 818                             | 225     | 1,044  |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 806                           | 12                | 818                             | 225     | 2,653  |
| 2024年12月31日 残高            | 2,454                         | 12                | 2,466                           | 225     | 50,474 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

ロイヤル(株)、ロイヤルフードサービス(株)、Royal Sojitz International Pte. Ltd.、  
Royal Food Services (Singapore) Pte. Ltd.、ロイヤルコントラクトサービス(株)、  
アールエヌティーホテルズ(株)、ロイヤルマネジメント(株)

##### (連結の範囲の変更)

前連結会計年度まで連結の範囲に含めておりましたハイウェイロイヤル(株)は、2024年1月1日付で当社の連結子会社であるロイヤルコントラクトサービス(株)による吸収合併により消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。

Royal Sojitz International Pte. Ltd.及びRoyal Food Services (Singapore) Pte. Ltd.は重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。なお、Royal Sojitz International Pte. Ltd. 及び Royal Food Services (Singapore) Pte. Ltd.は、2024年8月31日付でRoyal Food Services (Singapore) Pte. Ltd.を存続会社とする合併をしております。

##### (2) 非連結子会社の名称等

Royal Sojitz Vietnam Co.Ltd.

##### (連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は連結計算書類において重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除いております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

関連会社の数 4社

関連会社の名称

双日ロイヤルカフェ(株)、ケイ・アンド・アール・ホテルデベロップメント(株)、  
双日ロイヤルインフライトケイタリング(株)、ジャルロイヤルケータリング(株)

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

非連結子会社 Royal Sojitz Vietnam Co.Ltd.

関連会社 SUSHI-TEN USA Incorporated

(持分法を適用していない理由)

持分法非適用会社は、小規模会社であり、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響は軽微であるため、持分法適用の範囲から除いております。

(3) 持分法適用の会社の事業年度等に関する事項

持分法適用会社のうち決算日が連結決算日と異なる会社につきましては、連結計算書類作成にあたり、連結決算日に実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて12月31日で連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によることとしております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。なお、評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産

製品及び半製品

売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。ただし、直営売店の商品は、最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

## 原材料、仕掛品及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法（1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。ただし、食品事業で使用する資産については定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

##### 施設運営権

20年間の定額法によっております。

##### その他の無形固定資産

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### ③ リース資産

##### 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、有形固定資産に属する各科目に含めて表示しております。

##### 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び当社の連結子会社の従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

当社及び当社の連結子会社の役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 株主優待費用引当金

株主優待券の利用による費用負担に備えるため、株主優待券の利用実績等を基礎に、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる株主優待券に対する所要額を計上しております。

⑤ 株式給付費用引当金

当社及び当社の連結子会社の従業員（連結子会社の一部の役員を含む。以下同じ。）に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式給付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として計上しております。

⑥ 役員株式給付引当金

当社の取締役及び執行役員（以下「取締役等」という。）に対する将来の当社株式の給付に備えるため、役員株式給付規程に基づき、取締役等に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① 飲食サービスの提供

主に外食事業、コントラクト事業において、様々な業態による飲食サービスの提供を行っております。これらのサービス提供については、顧客に対するテーブルサービスの提供時点において顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該サービスの提供時点で収益を認識しております。

飲食サービスの提供に伴い、顧客に対して他社の運営するポイント制度のポイント（以下、「他社ポイント」という。）を付与する場合、当社グループは当該他社に他社ポイント相当額を支払う義務を負うものの、他社ポイントにかかる履行義務は生じないことから、顧客との契約において約束された対価のうち、他社ポイントの付与相当額は、第三者のために回収する金額として、飲食サービスの提供にかかる取引価格から控除して収益を認識しております。

当社グループでは、グループ共通のポイントプログラムを導入し、外食事業において運用を開始しております。当該プログラムでは、会員制度に加入している顧客に対するサービスの利用料金等に応じて、ポイントを付与しておりますが、当該ポイントは将来の飲食サービス等の対価として使用されるため、履行義務として識別し、将来の利用見込み等

を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

#### ② 商品の販売

主にコントラクト事業における高速道路サービスエリア・パーキングエリアの売店において、様々な商品の販売を行っております。これらの商品販売については、顧客に商品を引き渡した時点において顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該引き渡し時点において収益を認識しております。

一部の商品の販売については他の当事者が関与をしていることから本人代理人の判定をしております。これらの商品販売のうち、商品が顧客に提供される前に当社グループが商品を支配しておらず、代理人に該当する場合には、当該他の当事者により商品が提供されることが当社グループの履行義務であると判断し、対価の総額から他の当事者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

#### ③ 宿泊サービスの提供

ホテル事業において、宿泊サービスの提供を行っております。これらのサービス提供については、顧客の宿泊する滞在期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、当該サービスの提供期間にわたり収益を認識しております。

ホテル事業においては、独自のポイントプログラムを導入しており、会員制度に加入している顧客に対する宿泊サービスの利用料金等に応じて、ポイントを付与しております。当該制度に基づき付与したポイントは将来の宿泊料金等の対価として使用されるため、履行義務として識別し、将来の利用見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

宿泊サービスの提供に伴い、顧客に対して他社の運営するポイント制度のポイント（以下、「他社ポイント」という。）を付与する場合、当社グループは当該他社に他社ポイント相当額を支払う義務を負うものの、他社ポイントにかかる履行義務は生じないことから、顧客との契約において約束された対価のうち、他社ポイントの付与相当額は、第三者のために回収する金額として、宿泊サービスの提供にかかる取引価格から控除して収益を認識しております。

#### ④ 製品の販売

食品事業において、グループ外企業向けの「業務食」及び家庭用フローズンミール「ロイヤルデリ」などの製品の販売を行っております。これらの製品販売については、顧客に製品を引き渡した時点において顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該引き渡し時点において収益を認識しております。

一部の製品の販売については、顧客から原材料等を仕入れ、加工を行った上で当該顧客に販売する有償受給取引を行っております。これら有償受給取引のうち、顧客が支給材の買戻し義務を有していると判断される場合には、製品の加工を行うことが当社グループの

履行義務であると判断し、対価の総額から原材料等の受給額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

② のれんの償却方法

のれんの償却については、20年間の定額法によっております。

③ グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(会計上の見積りに関する注記)

店舗の有形固定資産並びにのれん及び施設運営権に関する減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表には、有形固定資産49,955百万円を計上しており、主に外食事業におけるレストラン店舗、ホテル事業におけるホテル店舗及び食品事業における食品工場等の固定資産であります。また、無形固定資産に計上されている、のれん4,931百万円及び施設運営権10,646百万円は、国内高速道路のサービスエリアのレストラン、フードコート及び売店等を運営する子会社に関連して計上したものであります。なお、当連結会計年度の連結損益計算書において計上した総額915百万円の減損損失のうち901百万円は、上記店舗等に係る有形固定資産であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

減損損失の認識の判定については、減損の兆候がある店舗等について当該店舗等の将来キャッシュ・フローが店舗用固定資産の帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識し、減損損失の測定においては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は、店舗等の使用による将来キャッシュ・フローの割引現在価値により算定される使用価値と正味売却可能価額とのいずれか高い方の金額としております。

減損損失の認識及び測定の判定に使用される将来キャッシュ・フローは、顧客数、顧客単価、原価率、人件費及び物件費等の主要な項目についての仮定を使用した事業計画に基づき見積っており、需要動向、原材料価格、エネルギーコスト等の見通しが変動した場合、翌連結会計年度の財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

## (連結貸借対照表に関する注記)

1. 棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。

|          |          |
|----------|----------|
| 商品及び製品   | 1,364百万円 |
| 仕掛品      | 0百万円     |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,557百万円 |

(注) 原材料及び貯蔵品のうち、841百万円は店舗棚卸資産であります。

|                             |           |
|-----------------------------|-----------|
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額           | 85,615百万円 |
| 3. 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額 | 301百万円    |

## (連結損益計算書に関する注記)

1. 「固定資産除売却損」(特別損失)

「固定資産除売却損」は、建物及び構築物除売却損123百万円、機械装置及び運搬具除売却損3百万円、工具、器具及び備品除売却損27百万円、無形固定資産(ソフトウェア)除売却損10百万円並びに固定資産の除去に要した費用586百万円であります。

2. 「減損損失」(特別損失)

当社グループは、当連結会計年度において、有形無形固定資産等の減損損失915百万円を計上しており、その主な内容は次のとおりであります。

単位：百万円

| 用 途                                  | 種 類                                                        | 金 額                              | 場 所        |
|--------------------------------------|------------------------------------------------------------|----------------------------------|------------|
| 外食・コントラクト店舗<br>当社及び連結子会社2社<br>(90店舗) | 建物及び構築物<br>機械装置及び運搬具<br>工具、器具及び備品<br>土地<br>リース資産<br>ソフトウェア | 472<br>9<br>371<br>44<br>3<br>13 | 大阪府大阪市北区ほか |

## 減損損失の認識に至った経緯等

当社グループは、店舗及び賃貸不動産については、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として個別物件単位で資産のグルーピングを行っており、工場については製造ライン単位で資産のグルーピングを行っております。また、無形資産に計上されている、のれん及び施設運営権については、対象事業の固定資産に当該ののれん及び施設運営権を加えたより大きな単位を資産グループとしております。

上記店舗につきましては、閉店の決定又は収益性の低下により事業資産の回収可能性が認められなくなったものであり、原則として帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを6.74%～7.92%で割り引いて算定しております。

### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

#### 1. 発行済株式の総数に関する事項

単位：株

| 株式の種類  | 当連結会計年度<br>期首の株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度<br>末の株式数 |
|--------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式   | 49,861,862        | —                | —                | 49,861,862       |
| A種優先株式 | 3,000             | —                | 3,000            | —                |

(注) A種優先株式の発行済株式総数の減少3,000株は、取得した自己株式を消却したことによる減少であります。

#### 2. 自己株式の数に関する事項

単位：株

| 株式の種類  | 当連結会計年度<br>期首の株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度<br>末の株式数 |
|--------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式   | 653,009           | 276              | 23,400           | 629,885          |
| A種優先株式 | —                 | 3,000            | 3,000            | —                |

- (注) 1. 普通株式の自己株式数には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J-E S O P）」及び業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（B B T）」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式（当連結会計年度期首534,200株、当連結会計年度末510,800株）が含まれております。
2. 普通株式の自己株式数の増加276株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
3. 普通株式の自己株式数の減少23,400株は、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J-E S O P）」及び業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（B B T）」に基づく従業員及び役員への給付等による減少であります。
4. A種優先株式の自己株式数の増加3,000株は、A種優先株式の取得による増加であります。
5. A種優先株式の自己株式数の減少3,000株は、自己株式の消却による減少であります。

## 3. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当金支払額等

2024年3月27日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

|        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 株式の種類  | 普通株式                           |
| 配当金の総額 | 994,861,060円 (1株当たり配当金額20円00銭) |
| 配当の原資  | 利益剰余金                          |
| 基準日    | 2023年12月31日                    |
| 効力発生日  | 2024年3月28日                     |

(注) 配当金の総額には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J-E S O P）」及び業績運動型株式報酬制度「株式給付信託（B B T）」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式に対する配当金10,684,000円が含まれております。

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 株式の種類  | A種優先株式                             |
| 配当金の総額 | 255,000,000円 (1株当たり配当金額85,000円00銭) |
| 配当の原資  | 利益剰余金                              |
| 基準日    | 2023年12月31日                        |
| 効力発生日  | 2024年3月28日                         |

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年3月26日開催の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

|        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 株式の種類  | 普通株式                             |
| 配当金の総額 | 1,591,768,864円 (1株当たり配当金額32円00銭) |
| 配当の原資  | 利益剰余金                            |
| 基準日    | 2024年12月31日                      |
| 効力発生日  | 2025年3月27日                       |

(注) 配当金の総額には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J-E S O P）」及び業績運動型株式報酬制度「株式給付信託（B B T）」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式に対する配当金16,345,600円が含まれております。

## (税効果会計に関する注記)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

## 繰延税金資産

|                        |            |
|------------------------|------------|
| 税務上の繰越欠損金 (注)          | 6,109百万円   |
| 減価償却超過額                | 2,065百万円   |
| 減損損失                   | 1,902百万円   |
| 資産除去債務                 | 1,484百万円   |
| 投資有価証券評価損              | 1,156百万円   |
| 土地評価損                  | 78百万円      |
| 資産調整勘定                 | 76百万円      |
| その他                    | 1,949百万円   |
| 繰延税金資産小計               | 14,821百万円  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) | △5,198百万円  |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額  | △7,090百万円  |
| 評価性引当額小計               | △12,288百万円 |
| 繰延税金資産合計               | 2,533百万円   |
| 繰延税金負債                 |            |
| 施設運営権時価評価差額            | △3,682百万円  |
| その他有価証券評価差額金           | △630百万円    |
| 資産除去債務対応費用             | △315百万円    |
| その他                    | △164百万円    |
| 繰延税金負債合計               | △4,793百万円  |
| 繰延税金負債の純額              | △2,259百万円  |

(注) 1. 評価性引当額の変動の主な内容は、繰越欠損金の使用による税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少であります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

単位：百万円

|              | 1年以内 | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超    | 合計     |
|--------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|--------|
| 税務上の繰越欠損金(※) | 9    | 27          | 5           | —           | 682         | 5,383  | 6,109  |
| 評価性引当額       | △9   | △27         | △5          | —           | △316        | △4,838 | △5,198 |
| 繰延税金資産       | —    | —           | —           | —           | 365         | 545    | 911    |

(※)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

## 2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

### （金融商品に関する注記）

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### （1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に銀行借入及びファイナンス・リース取引により必要な資金を調達しております、余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

##### （2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。また、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に店舗の賃借に係る敷金及び保証金であり、差入の相手先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、原則として翌月末の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達を目的とし、支払金利の変動リスクを回避するため、原則として固定金利により借入を行っておりますが、一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。また、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としております。

##### （3）金融商品に係るリスク管理体制

###### ① 信用リスク（相手先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、売掛金や差入保証金に係る相手先の信用リスクに関しては、新規取引時に相手先の信用状態を十分に検証するとともに、相手先の状況をモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券に係る発行体の信用リスクに関しては、定期的に発行体の財務状況を把握し、業務上の関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

###### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券に係る市場価格の変動リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、業務上の関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

⑷ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

単位：百万円

|                   | 連結貸借対照表計上額 | 時 価    | 差 額    |
|-------------------|------------|--------|--------|
| ① 投 資 有 価 証 券     | 4,142      | 4,142  | —      |
| ② 差 入 保 証 金       | 14,601     | 13,500 | △1,101 |
| 資 産 計             | 18,744     | 17,642 | △1,101 |
| ① 長 期 借 入 金 (※ 1) | 21,700     | 21,627 | △72    |
| ② リ ー ス 債 務 (※ 2) | 28,282     | 30,727 | 2,444  |
| 負 債 計             | 49,982     | 52,354 | 2,371  |

(※ 1) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(※ 2) リース債務（流動負債）、リース債務（固定負債）の合計額であります。

(※ 3) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※ 4) 市場価格のない株式等は、「①投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

単位：百万円

| 区 分       | 連結貸借対照表計上額 |
|-----------|------------|
| 非 上 場 株 式 | 4,675      |

## 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

単位：百万円

| 区分      | 時価    |      |      |       |
|---------|-------|------|------|-------|
|         | レベル1  | レベル2 | レベル3 | 合計    |
| 投資有価証券  |       |      |      |       |
| その他有価証券 |       |      |      |       |
| 株式      | 4,142 | —    | —    | 4,142 |
| 資産計     | 4,142 | —    | —    | 4,142 |

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

単位：百万円

| 区分    | 時価   |        |      |        |
|-------|------|--------|------|--------|
|       | レベル1 | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 差入保証金 | —    | 13,500 | —    | 13,500 |
| 資産計   | —    | 13,500 | —    | 13,500 |
| 長期借入金 | —    | 21,627 | —    | 21,627 |
| リース債務 | —    | 30,727 | —    | 30,727 |
| 負債計   | —    | 52,354 | —    | 52,354 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金は、合理的に見積もった返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率を基に割引現在価値法で算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## (リース取引に関する注記)

## 1. ファイナンス・リース取引 (借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

## (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

単位：百万円

|         | 取得価額相当額 | 減価償却累計額<br>相当額 | 減損損失累計額<br>相当額 | 期末残高相当額 |
|---------|---------|----------------|----------------|---------|
| 建物及び構築物 | 21,031  | 16,893         | —              | 4,137   |
| 合計      | 21,031  | 16,893         | —              | 4,137   |

## (2) 未経過リース料期末残高相当額等

## 未経過リース料期末残高相当額

|      |          |
|------|----------|
| 1年以内 | 1,069百万円 |
| 1年超  | 4,751百万円 |
| 合計   | 5,821百万円 |

## リース資産減損勘定の残高 一百万円

## (3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

|               |          |
|---------------|----------|
| 支払リース料        | 1,332百万円 |
| リース資産減損勘定の取崩額 | 一百万円     |
| 減価償却費相当額      | 861百万円   |
| 支払利息相当額       | 224百万円   |
| 減損損失          | 一百万円     |

## (4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

## ① 減価償却費相当額の算定方法

主として、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## ② 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## 2. オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料は、次のとおりであります。

|      |           |
|------|-----------|
| 1年以内 | 3,940百万円  |
| 1年超  | 44,170百万円 |
| 合計   | 48,110百万円 |

## (収益認識に関する注記)

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

単位：百万円

|               | 報告セグメント |          |        |       |         | その他<br>(注) | 合計      |
|---------------|---------|----------|--------|-------|---------|------------|---------|
|               | 外食事業    | コントラクト事業 | ホテル事業  | 食品事業  | 計       |            |         |
| 売上高           |         |          |        |       |         |            |         |
| ロイヤルホスト       | 41,698  | —        | —      | —     | 41,698  | —          | 41,698  |
| てんや           | 11,405  | —        | —      | —     | 11,405  | —          | 11,405  |
| 外食専門店等        | 9,136   | —        | —      | —     | 9,136   | —          | 9,136   |
| 空港ターミナル店舗     | —       | 10,444   | —      | —     | 10,444  | —          | 10,444  |
| 高速道路店舗        | —       | 24,310   | —      | —     | 24,310  | —          | 24,310  |
| 事業所内店舗等       | —       | 10,423   | —      | —     | 10,423  | —          | 10,423  |
| エンターテインメント    | —       | 4,239    | —      | —     | 4,239   | —          | 4,239   |
| 施設内店舗         | —       | —        | 34,775 | —     | 34,775  | —          | 34,775  |
| ホテル           | —       | —        | —      | 5,181 | 5,181   | —          | 5,181   |
| 工場・購買物流等      | —       | —        | —      | —     | —       | 50         | 50      |
| その他事業収益       | —       | —        | —      | —     | —       | —          | —       |
| 顧客との契約から生じる収益 | 62,241  | 49,419   | 34,775 | 5,181 | 151,617 | 50         | 151,668 |
| その他の収益        | 28      | 8        | 168    | —     | 205     | 277        | 482     |
| 外部顧客への売上高     | 62,269  | 49,427   | 34,944 | 5,181 | 151,822 | 327        | 152,150 |

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、機内食事業及び不動産賃貸等の事業であります。

## 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

## 3. 当期及び翌期の収益の金額を理解するための情報

## (1) 顧客との契約から生じた債権、契約負債の残高等

単位：百万円

|               | 当連結会計年度(期首)<br>(2024年1月1日) | 当連結会計年度(期末)<br>(2024年12月31日) |
|---------------|----------------------------|------------------------------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 8,151                      | 9,695                        |
| 契約負債          | 757                        | 771                          |

- (注) 1. 契約負債は、主に当社グループが付与した自社ポイント及び当社が発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。  
 2. 当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は398百万円であります。

## (2) 残存履行義務に配分した取引価格

顧客に付与した自社ポイントに係る残存履行義務は、ポイントが使用されるにつれて今後1年から2年の間で収益を認識することを見込んでおります。また当社が発行した商品券に係る残存履行義務は、商品券が使用されるにつれて今後1年から7年の間で収益を認識することを見込んでおります。

なお、当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約及び知的財産のライセンス契約のうち売上高又は使用量に基づくロイヤルティについては、注記の対象に含めておりません。なお、当該ロイヤルティは、16年以内に収益として認識されると見込んでおります。

## (1) 株当たり情報に関する注記)

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額    | 1,020.67円 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 120.40円   |

- (注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J-E S O P）」及び業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（B B T）」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有している当社株式を、控除対象の自己株式に含めて算定しております。

## (その他の注記)

### 1. 株式給付信託（J－E S O P）

当社は、2013年5月28日開催の取締役会決議に基づき、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J－E S O P）」（以下、「J－E S O P」という。）を導入しております。J－E S O Pは、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社グループの従業員（連結子会社の一部の役員を含む。以下同じ。）に対して当社株式を給付する仕組みであります。当社グループの従業員に対して給付する株式については、予め設定した信託（以下、「J－E S O P信託」という。）により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理しております。

J－E S O P信託に関する会計処理については、経済的実態を重視する観点から、当社とJ－E S O P信託は一体であるとする会計処理を採用しており、J－E S O P信託の資産及び負債並びに費用及び収益については、当社の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書に含めて計上しております。従いまして、J－E S O P信託が所有する当社株式は、連結貸借対照表の純資産の部及び連結株主資本等変動計算書において自己株式として表示しております。なお、当連結会計年度末日（2024年12月31日）現在において、J－E S O P信託が所有する当社株式の帳簿価額は690百万円、株式数は449,900株であります。

### 2. 株式給付信託（B B T）

当社は、2023年2月14日開催の取締役会決議及び2023年3月29日開催の第74期定時株主総会決議に基づき、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（B B T）」（以下、「B B T」という。）を導入しております。B B Tは、予め当社が定めた役員株式給付規程に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び委任型執行役員（以下「取締役等」という。）に対して役位に応じて定まるポイント及び業績達成度等に応じて変動するポイントを付与し、退任時に当該付与ポイントに相当する当社株式及び金銭を給付する業績連動型株式報酬制度であります。当社の取締役等に対して給付する株式及び金銭については、予め設定した信託（以下、「B B T信託」という。）により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理しております。B B T信託に関する会計処理については、経済的実態を重視する観点から、当社とB B T信託は一体であるとする会計処理を採用しており、B B T信託の資産及び負債並びに費用及び収益については、当社の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書に含めて計上しております。従いまして、B B T信託が所有する当社株式は、連結貸借対照表の純資産の部及び連結株主資本等変動計算書において自己株式として表示しております。なお、当連結会計年度末日（2024年12月31日）現在において、B B T信託が所有する当社株式の帳簿価額は177百万円、株式数は60,900株であります。

## 貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位:百万円)

| 科 目                 | 金 額           | 科 目                 | 金 額           |
|---------------------|---------------|---------------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>       |               | <b>(負債の部)</b>       |               |
| <b>I. 流動資産</b>      | <b>24,547</b> | <b>I. 流動負債</b>      | <b>13,960</b> |
| 現金及び預金              | 18,303        | 1年内返済予定の長期借入金       | 8,850         |
| 前払費用                | 94            | 未払金                 | 440           |
| 関係会社短期貸付金           | 5,756         | 未払法人税               | 280           |
| 未収入金                | 379           | 未払契約負               | 102           |
| その他                 | 13            | 預り金                 | 51            |
|                     |               | 賞与引当金               | 3,637         |
| <b>II. 固定資産</b>     | <b>50,087</b> | <b>II. 固定負債</b>     | <b>14,143</b> |
| <b>(1) 有形固定資産</b>   | <b>11,067</b> | 長期借入金               | 12,850        |
| 建物                  | 3,204         | 長期預り保証金             | 8             |
| 構築物                 | 22            | 継延税金負               | 142           |
| 機械及び工具              | 0             | 株式給付費用              | 557           |
| 車両                  | 0             | 役員株式給付引当金           | 53            |
| 工具、器具及び備品           | 370           | 資産除去債務              | 109           |
| 土地                  | 7,175         | その他の債務              | 240           |
| リース資産               | 14            |                     | 182           |
| 建物                  | 279           | <b>負債合計</b>         | <b>28,104</b> |
| 借地                  | 693           | <b>(純資産の部)</b>      |               |
| ソフツウ                | 26            | <b>I. 株主資本</b>      | <b>44,076</b> |
| その他                 | 545           | (1)資本金              | 17,830        |
|                     | 121           | (2)資本剰余金            | 23,518        |
| <b>(3) 投資その他の資産</b> | <b>38,326</b> | 資本準備金               | 11,590        |
| 投資有価証券              | 4,491         | その他資本剰余金            | 11,928        |
| 関係会社株式              | 23,469        | <b>(3)利益剰余金</b>     | <b>3,812</b>  |
| その他の関係会社有価証券        | 381           | その他利益剰余金            | 3,812         |
| 出資                  | 0             | 繰越利益剰余金             | 3,812         |
| 関係会社長期貸付金           | 6,110         | <b>(4)自己株式</b>      | <b>△1,084</b> |
| 差入保証金               | 3,846         | <b>II. 評価・換算差額等</b> | <b>2,454</b>  |
| 長期前払費用              | 8             | その他有価証券評価差額金        | <b>2,454</b>  |
| その他の貸倒引当金           | 34            | <b>純資産合計</b>        | <b>46,531</b> |
|                     | △15           | <b>負債純資産合計</b>      | <b>74,635</b> |
| <b>資産合計</b>         | <b>74,635</b> |                     |               |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

(単位:百万円)

| 科 目                     |  |               |  | 金 額   |       |
|-------------------------|--|---------------|--|-------|-------|
| 営 業 収 入                 |  |               |  |       |       |
| 関 係 会 社 受 取 配 当 金       |  |               |  | 728   |       |
| 関 係 会 社 受 取 口 イ ャ リ テ イ |  |               |  | 4,367 |       |
| 関 係 会 社 不 動 产 賃 貸 料     |  |               |  | 640   |       |
| そ の 他                   |  |               |  | 268   | 6,004 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |  |               |  |       | 6,018 |
| 営 業 外 収 益               |  | 損 失           |  |       | 14    |
| 受 取 利 息                 |  |               |  | 229   |       |
| 受 取 配 当 金               |  |               |  | 80    |       |
| そ の 他                   |  |               |  | 40    | 350   |
| 営 業 外 費 用               |  |               |  |       |       |
| 支 払 利 息                 |  |               |  | 232   |       |
| そ の 他                   |  |               |  | 8     | 240   |
| 特 別 利 益                 |  | 利 益           |  |       | 95    |
| 特 別 損 失                 |  | 倒 引 当 金 戻 入 額 |  | 2,968 | 2,968 |
| 固 定 資 产 除 売 却 損         |  |               |  | 34    |       |
| 減 損                     |  | 損 失           |  | 37    | 72    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |  |               |  |       | 2,991 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税   |  |               |  | △3    |       |
| 法 人 税 等 調 整 額           |  |               |  | △134  | △138  |
| 当 期 純 利 益               |  |               |  |       | 3,129 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自2024年1月1日至2024年12月31日)

(単位：百万円)

| 資本金                 | 株主資本   |          |         |          |              |         |
|---------------------|--------|----------|---------|----------|--------------|---------|
|                     | 資本剰余金  |          |         | 利益剰余金    |              |         |
|                     | 資本準備金  | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 | 利益剰余金繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |
| 2024年1月1日 残高        | 17,830 | 11,590   | 14,997  | 26,587   | 1,933        | 1,933   |
| (当期変動額)             |        |          |         |          |              |         |
| 剰余金の配当              | —      | —        | —       | —        | △1,249       | △1,249  |
| 当期純利益               | —      | —        | —       | —        | 3,129        | 3,129   |
| 自己株式の取得             | —      | —        | —       | —        | —            | —       |
| 自己株式の処分             | —      | —        | —       | —        | —            | —       |
| 自己株式の消却             | —      | —        | △3,069  | △3,069   | —            | —       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | —      | —        | —       | —        | —            | —       |
| 当期変動額合計             | —      | —        | △3,069  | △3,069   | 1,879        | 1,879   |
| 2024年12月31日 残高      | 17,830 | 11,590   | 11,928  | 23,518   | 3,812        | 3,812   |

| 自己株式                | 株主資本   |         | 評価・換算差額等<br>評価差額金 | 純合資産計  |
|---------------------|--------|---------|-------------------|--------|
|                     | 株主資本合計 | その他有価証券 |                   |        |
| 2024年1月1日 残高        | △1,122 | 45,228  | 1,648             | 46,876 |
| (当期変動額)             |        |         |                   |        |
| 剰余金の配当              | —      | △1,249  | —                 | △1,249 |
| 当期純利益               | —      | 3,129   | —                 | 3,129  |
| 自己株式の取得             | △3,070 | △3,070  | —                 | △3,070 |
| 自己株式の処分             | 39     | 39      | —                 | 39     |
| 自己株式の消却             | 3,069  | —       | —                 | —      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | —      | —       | 806               | 806    |
| 当期変動額合計             | 38     | △1,151  | 806               | △345   |
| 2024年12月31日 残高      | △1,084 | 44,076  | 2,454             | 46,531 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

###### (1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によることとしております。

###### (2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

###### (3) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。なお、評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### (3) リース資産

主として、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) ポイント引当金

将来のポイント使用に備えるため、ポイント未使用残高に使用見込率を掛け合わせて計上しております。

#### (5) 株主優待費用引当金

株主優待券の利用による費用負担に備えるため、株主優待券の利用実績等を基礎に、当事業年度末において将来利用されると見込まれる株主優待券に対する所要額を計上しております。

#### (6) 株式給付費用引当金

従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式給付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として計上しております。

#### (7) 役員株式給付引当金

取締役及び執行役員（以下「取締役等」という。）に対する将来の当社株式の給付に備えるため、役員株式給付規程に基づき、取締役等に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

純粋持株会社である当社の主な収益は、子会社からの経営指導料であります。これらは、契約内容に応じた経営指導を行うことで履行義務が充足されると判断しており、当該履行義務は時の経過について充足されるため、契約期間にわたって均等額で収益を認識しております。

### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (2) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

## (会計上の見積りに関する注記)

### 関係会社株式の評価

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社は純粹持株会社であり、当事業年度の貸借対照表に計上されている関係会社株式 23,469百万円は、事業を営む子会社及び関連会社の株式であります。

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は取得原価を貸借対照表価額としており、当該関係会社の財政状態の悪化や、超過収益力の棄損により実質価額が低下したときは、相当の減額を行うこととしております。超過収益力を反映した実質価額は、事業計画に基づく将来キャッシュ・フローにより見積っており、事業計画に用いている需要動向、原材料価格、エネルギーコスト等の見通しが変動した場合、翌事業年度の財務諸表の損益に影響を及ぼす可能性があります。

## (貸借対照表に関する注記)

|                                             |           |                   |        |
|---------------------------------------------|-----------|-------------------|--------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                           | 11,771百万円 |                   |        |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務                       |           |                   |        |
| 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務で、区分掲記されたもの以外は次のとおりであります。 | 短期金銭債権総額  | 23百万円、長期金銭債権総額    | 130百万円 |
|                                             | 短期金銭債務総額  | 3,644百万円、長期金銭債務総額 | 57百万円  |
| 3. 偶発債務                                     |           |                   |        |

当社は、関係会社の契約履行に対する以下の保証を行っております。

アールエヌティーホテルズ(株)の一部の建物の賃貸借契約にかかる賃借料等について支払保証を行っております。なお、当事業年度末における賃貸借契約の残存契約年数は最も長いもので19年であり、月額賃借料総額は27百万円であります。

## (損益計算書に関する注記)

### 1. 関係会社との取引高

関係会社との取引で、区分掲記されたもの以外は次のとおりであります。

#### 営業取引高

営業収入 138百万円

販売費及び一般管理費 2,314百万円

営業取引以外の取引高 246百万円 (注)

(注) 利息の受取及び支払などであります。

## 2. 「関係会社受取ロイヤリティ」(営業収入)

「関係会社受取ロイヤリティ」は、関係会社と締結したマネジメント契約等に基づく、事業ノウハウの提供、継続的経営指導、商標の使用許諾、間接業務の提供などの対価であります。

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

#### 自己株式の数に関する事項

単位：株

| 株式の種類  | 当事業年度期首<br>の株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>の株式数 |
|--------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式   | 653,009         | 276            | 23,400         | 629,885        |
| A種優先株式 | —               | 3,000          | 3,000          | —              |

- (注) 1. 普通株式の自己株式数には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J-E S O P）」及び業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（B B T）」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式（当事業年度期首534,200株、当事業年度末510,800株）が含まれております。
2. 普通株式の自己株式数の増加276株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
3. 普通株式の自己株式数の減少23,400株は、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J-E S O P）」及び業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（B B T）」に基づく従業員及び役員への給付等による減少であります。
4. A種優先株式の自己株式の増加3,000株は、A種優先株式の取得による増加であります。
5. A種優先株式の自己株式の減少3,000株は、自己株式の消却による減少であります。

**(税効果会計に関する注記)****1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳****繰延税金資産**

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 税務上の繰越欠損金             | 172百万円    |
| 関係会社株式評価損等            | 6,136百万円  |
| 減損損失                  | 204百万円    |
| 投資有価証券評価損             | 95百万円     |
| 土地評価損                 | 78百万円     |
| その他                   | 1,230百万円  |
| 繰延税金資産小計              | 7,917百万円  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △172百万円   |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △7,633百万円 |
| 評価性引当額小計              | △7,806百万円 |
| 繰延税金資産合計              | 111百万円    |
|                       |           |
| 繰延税金負債                |           |
| その他有価証券評価差額金          | △630百万円   |
| 資産除去債務対応費用            | △5百万円     |
| その他                   | △33百万円    |
| 繰延税金負債合計              | △669百万円   |
| 繰延税金負債の純額             | △557百万円   |

**2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理**

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

## 子会社及び関連会社

| 種類                  | 会社等の名称              | 所在地     | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容                       | 議決権等の所有(被所有)割合   | 関連当事者との関係            | 取引の内容  | 取引金額(百万円)                   | 科目                             | 期末残高(百万円)                      |                     |
|---------------------|---------------------|---------|---------------|-----------------------------|------------------|----------------------|--------|-----------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------------------|
| 子会社                 | ロイヤル(株)<br>フードサービス㈱ | 福岡市博多区  | 100           | 食品事業                        | 100.0%<br>(—%)   | 資金貸借、工場賃貸、等          | 注1     | 短期資金の返済<br>預り金利息の支払         | 740<br>4                       | 預り金<br>—                       | 1,821<br>—          |
|                     | ロイヤル<br>フードサービス㈱    | 東京都世田谷区 | 100           | 外食事業                        | 100.0%<br>(—%)   | 資金貸借、店舗賃貸、等          | 注2     | ロイヤリティの受取                   | 1,696                          | —                              | —                   |
|                     |                     |         |               |                             |                  |                      | 注3     | 貸付の実行<br>貸付金の回収<br>貸付金利息の受取 | 3,717<br>2,147<br>83           | 関係会社<br>短期貸付金<br>関係会社<br>長期貸付金 | 3,212<br>4,480<br>— |
|                     |                     |         |               |                             |                  |                      |        |                             |                                |                                |                     |
|                     | ロイヤル<br>コントラクトサービス㈱ | 東京都世田谷区 | 100           | コントラクト事業<br>外食事業            | 100.0%<br>(—%)   | 資金貸借、等               | 注2     | ロイヤリティの受取                   | 1,341                          | —                              | —                   |
|                     |                     |         |               |                             |                  |                      | 注1     | 短期資金の返済<br>預り金利息の支払         | 320<br>6                       | 預り金<br>—                       | 955<br>—            |
|                     |                     |         |               |                             |                  |                      | 注3     | 貸付金の回収<br>貸付金利息の受取          | 837<br>29                      | 関係会社<br>短期貸付金<br>関係会社<br>長期貸付金 | 816<br>394<br>—     |
|                     |                     |         |               |                             |                  |                      |        |                             |                                |                                |                     |
|                     |                     |         |               |                             |                  |                      | 注2     | ロイヤリティの受取                   | 1,093                          | —                              | —                   |
| アールエヌティー<br>ホテルズ(株) | 東京都世田谷区             | 100     | ホテル事業         | 92.0%<br>(—%)               | 資金貸借、賃借料等の支払保証、等 | 注3                   | 貸付金の回収 | 1,498                       | 関係会社<br>短期貸付金<br>関係会社<br>長期貸付金 | 1,498<br>878<br>—              |                     |
|                     |                     |         |               |                             |                  |                      |        | 貸付金利息の受取                    | 56                             | —                              | —                   |
|                     |                     |         |               |                             |                  |                      | 注4     | 賃借料等の支払保証                   | —                              | —                              | —                   |
|                     |                     |         |               |                             |                  |                      |        |                             |                                |                                |                     |
|                     | ロイヤル<br>マネジメント(株)   | 東京都世田谷区 | 100           | 全社(共通)<br>(グループ会社への間接業務の提供) | 100.0%<br>(—%)   | 資金貸借、間接業務の委託、役員の兼任、等 | 注5     | 業務委託料の支払                    | 2,073                          | —                              | —                   |

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 預り金は、グループ内資金管理のためのキャッシュマネジメントシステムによる預り金であり、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注2) ロイヤリティは、マネジメント契約等に基づく、事業ノウハウの提供、継続的経営指導、商標の使用許諾、間接業務の提供などの対価であり、毎期交渉の上決定しております。
- (注3) 貸付金利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注4) 賃借料等の支払保証は、アールエヌティーホテルズ株の一部の建物賃貸借契約にかかる賃借料等の支払保証であります。なお、当事業年度末における賃貸借契約の残存契約年数は最も長いもので19年であります。月額賃借料総額は27百万円であります。
- (注5) 業務委託料は、業務委託契約に基づき、当社がロイヤルマネジメント株に委託する、自社又は関係会社の間接業務などの対価であり、毎期交渉の上決定しております。

注) 議決権等の所有（被所有）割合は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

### （収益認識に関する注記）

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記） 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

### （1 株当たり情報に関する注記）

|                  |         |
|------------------|---------|
| 1. 1 株当たり純資産額    | 945.14円 |
| 2. 1 株当たり当期純利益金額 | 63.57円  |

(注) 1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J-E S O P）」及び業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（B B T）」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託 E 口）が所有している当社株式を、控除対象の自己株式に含めて算定しております。

### （連結配当規制適用会社に関する注記）

当社は、連結配当規制の適用会社であります。

## (その他の注記)

### 1. 株式給付信託（J－E S O P）

当社は、2013年5月28日開催の取締役会決議に基づき、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J－E S O P）」（以下、「J－E S O P」という。）を導入しております。J－E S O Pは、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社グループの従業員（連結子会社の一部の役員を含む。以下同じ。）に対して当社株式を給付する仕組みであります。当社グループの従業員に対して給付する株式については、予め設定した信託（以下、「J－E S O P信託」という。）により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理しております。

J－E S O P信託に関する会計処理については、経済的実態を重視する観点から、当社とJ－E S O P信託は一体であるとする会計処理を採用しており、J－E S O P信託の資産及び負債並びに費用及び収益については、当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に含めて計上しております。従いまして、J－E S O P信託が所有する当社株式は、貸借対照表の純資産の部及び株主資本等変動計算書において自己株式として表示しております。なお、当事業年度末日（2024年12月31日）現在において、J－E S O P信託が所有する当社株式の帳簿価額は690百万円、株式数は449,900株であります。

### 2. 株式給付信託（B B T）

当社は、2023年2月14日開催の取締役会決議及び2023年3月29日開催の第74期定時株主総会決議に基づき、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（B B T）」（以下、「B B T」という。）を導入しております。B B Tは、予め当社が定めた役員株式給付規程に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び委任型執行役員（以下「取締役等」という。）に対して役位に応じて定まるポイント及び業績達成度等に応じて変動するポイントを付与し、退任時に当該付与ポイントに相当する当社株式及び金銭を給付する業績連動型株式報酬制度であります。当社の取締役等に対して給付する株式及び金銭については、予め設定した信託（以下、「B B T信託」という。）により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理しております。B B T信託に関する会計処理については、経済的実態を重視する観点から、当社とB B T信託は一体であるとする会計処理を採用しており、B B T信託の資産及び負債並びに費用及び収益については、当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に含めて計上しております。従いまして、B B T信託が所有する当社株式は、貸借対照表の純資産の部及び株主資本等変動計算書において自己株式として表示しております。なお、当事業年度末日（2024年12月31日）現在において、B B T信託が所有する当社株式の帳簿価額は177百万円、株式数は60,900株であります。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月12日

ロイヤルホールディングス株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 茂木浩之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川口泰広  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ロイヤルホールディングス株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ロイヤルホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月12日

ロイヤルホールディングス株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 茂木浩之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川口泰広  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ロイヤルホールディングス株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるこことを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月13日

ロイヤルホールディングス株式会社 監査等委員会  
常勤監査等委員 木村公篤 印  
監査等委員 中山ひとみ 印  
監査等委員 梅澤真由美 印  
監査等委員 坂本光一郎 印

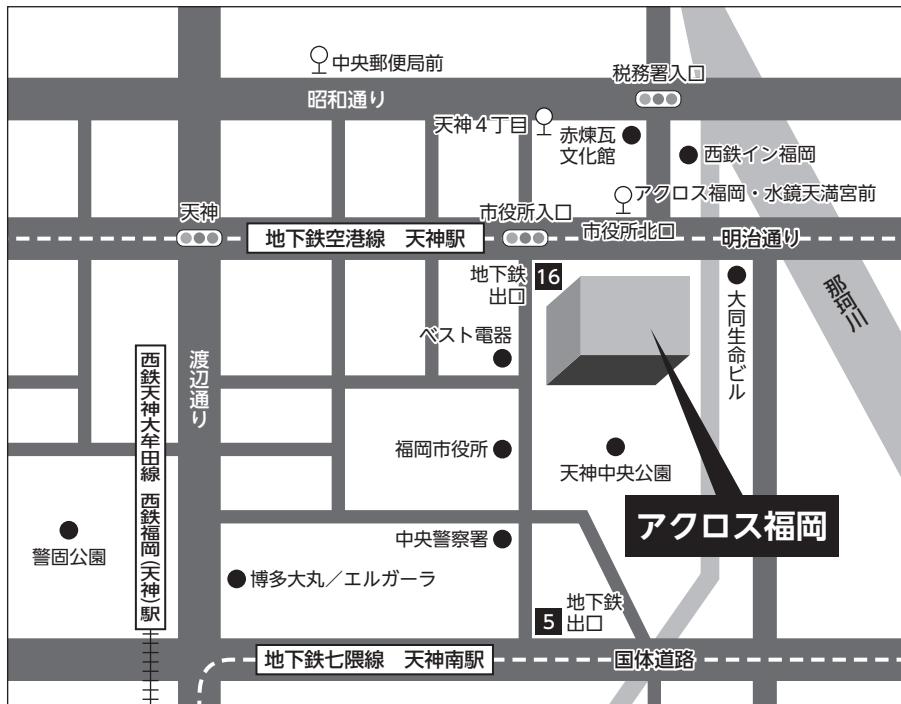
(注) 監査等委員中山ひとみ、梅澤真由美及び坂本光一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

1. 場 所 福岡県福岡市中央区天神 1 丁目 1 番 1 号  
アクロス福岡 4 階 国際会議場  
電話 (092)725-9111(代表)

2. 交通のご案内 地下鉄空港線 天神駅から徒歩 5 分(16 番出口直結)  
地下鉄七隈線 天神南駅から徒歩 7 分(5 番出口)  
西鉄天神大牟田線 西鉄福岡(天神)駅から徒歩 10 分  
バス停「アクロス福岡・水鏡天満宮前」から徒歩 0 分



UD  
FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。